

27茅市相第12号
平成27年8月14日

松浪地区まちぢから協議会
会長 植松 伸擴 様

茅ヶ崎市長 服部 信明

松浪地区まちぢから協議会市民集会要望書（回答）

晩夏の候、益々御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より、市政推進に御協力いただき厚くお礼申し上げます。御要望のありました標記の件につきまして、次のとおり回答いたします。

【防災対策分野】

1 広域避難場所について（浜竹一丁目自治会）

平成26年度に質問・要望を提出し、市側の回答をいただいたが、その後の対応についてどうなっているのか検証がなされていないのではないか。

火災と広域避難場所についての質問（広域避難場所は指定済み）

【平成26年度質問】

松浪地区では幾つかの自治会が大きなクラスター内にあり、災害時に火災が発生した場合の避難行動が自分自身の身を守る上で大きな問題となっている。

最近、浜一では防災研修会を催して火災からの避難をテーマに図上訓練を実施した。この中で避難所と広域避難所の違い、広域避難所の役割について学んだが、一般の人達の多くはこの違いについて認識されていないのが現実のようだ。

茅ヶ崎市のHPには次の様に書かれている。

「広域避難場所とは、災害によって大規模な火災が発生したとき、そのふく射熱や煙から身を守ることができる場所です」となっている。浜一自治会では、この数年の研修会でクラスターの恐ろしさについては繰り返し学んできたが、広域避難場所について話し合われたのは今回の研修会が初めてである。浜一自治会内でも研修会に出られない人達の方が多いため、研修会の内容をより多くの会員に知ってもらう必要がある。早急に回覧なり「浜一だより」（自治会ニュース）などで発表する予定である。

浜一自治会のような小さな集合体でも周知徹底をすることは難しいだけに、市全体となるとかなりの努力が必要と思われるが、「火災と広域避難場所」について、現在どのように取り組まれているのか。

それから、広域避難場所は火災から身を守る広い場所ということになるが、ただ広い場所として指定されているのではないか。「火災が鎮火するまで」とはいえ避難場所として機能（生活維持）するための準備はされているのか。

例えば、広域となれば避難者は数百、数千人になる可能性があり、最低1昼夜非難をすることした場合、特にゴルフ場の場合、トイレ、非常食・飲み水、夜具（毛布）、雨露をしのぐテントなどが必要である。

また、松浪地区では、広域避難場所として茅ヶ崎 GOLF 場が指定されている事は知っているが、他に近隣にはどのような場所があるのか？

TOTO の工場周辺（宗教団体の駐車場、佐川急便など）、藤沢市内になるがテラスモール周辺、辻堂海浜公園など、は如何か？

また市内の各広域避難所の収容可能人員は？（藤沢市の広域避難所には収容人員が表示されている。）

（担当：防災対策課）

平成26年度に貴自治会からの御要望について防災対策課で回答させていただきました「防災備蓄倉庫を備えた広域避難場所を増やし、必要な備蓄品の充実を図ってまいりたいと考えております。」につきましては、平成30年3月開設予定であります（仮称）柳島スポーツ公園を広域避難場所として指定を行い、防災備蓄倉庫につきましても確保することで関係各課が調整を行っております。

また、現在開発が進んでおります浜見平団地につきましても、浜見平団地内のしろやま公園周辺を広域避難場所として指定を行う予定となっております。

現在、本市の広域避難場所は、スリーハンドレッドゴルフ場、湘南カントリークラブゴルフ場、梅田小学校・梅田中学校・中央公園・市役所・総合体育館、神奈川県立茅ヶ崎高等学校・京急茅ヶ崎自動車学校、神奈川県立茅ヶ崎西浜高等学校、茅ヶ崎公園野球場、茅ヶ崎ゴルフ倶楽部・浜須賀小学校、神奈川県立茅ヶ崎里山公園の8か所を指定しており、この内、2次避難所につきましては、大災害の発生時に避難していただいた皆様に生活を行っていただく場所となることから資機材の配備を行っております。

茅ヶ崎公園野球場につきましては、本市の施設であり、茅ヶ崎公園野球場開設の段階から関係各課が協議を行い資機材の配備を行いました。

災害対策基本法におきましても、住民等の責務として定められておりますように、食品、飲料水、その他の生活必需物資について備蓄をお願いしておりますが、命を守ることを最優先に行動していただき、余裕のある場合には、避難の際に備蓄品をお持ちいただくようお願いいたします。

また、松浪地区は藤沢市と隣接していることから、辻堂駅北側の神台公園周辺や湘南工科大学周辺など藤沢市が指定する広域避難場所への一時的な滞在につきましては、既に藤沢市と協議を進めております。

2 クラスタ解消策についての具体策をどのように実施していくのか。(美住町自治会)

(担当：防災対策課、都市政策課、景観みどり課、建築指導課)

大規模地震が発生した際に、木造住宅が密集している地域での延焼火災の危険を減らす対策といたしましては、初期消火活動はもちろんのこと、まずは「火災を起こさない」ということが重要となります。

過去の震災より、地震火災の半数以上が通電火災と呼ばれる電気に起因する火災であることが判明していることから、大規模な延焼運命共同体が存在する本市にとって、地震時に揺れを感知して自動的に電源を遮断する感震ブレーカーの面的普及は、出火件数を減らす有効な対策であると認識しており、国でも、まさに感震ブレーカーの普及方策などに関する指針が示されたところです。

本市では、出火対策としての感震ブレーカーの設置も含まれております「防災まちぢから応援ツール」につきまして、JR東海道線以南の地区を対象に、平成26年度より普及方策などの検証作業を実施しております。平成28年度以降の全市展開を見据え、地域の皆様からの御意見を頂戴しながら、支援策なども含め、平成27年度中に検討を進めてまいります。

また、震災時の延焼火災対策として、消火栓を使用した市民消火資機材移動式ホース格納箱を平成25年度から平成27年度までの3年間で、市内500か所に設置する計画で事業を進めております。

初年度の平成25年度は、市域全域のマンション以外の自主防災組織に対し152基を設置し、平成26年度は木造密集地域内に重点的に175基の設置を完了いたしました。最終年度の平成27年度も引き続き木造密集地域を対象に175基の設置を予定しております。

設置場所は、木造密集地域のクラスタのエリアを対象とし、エリア内にある消火栓概ね1,500基に対して、3基に1か所程度の割合で移動式ホース格納箱を設置することで、木造密集地域内のどこで火災が発生した場合でも、10分以内に放水活動ができるよう市民の初期消火能力の向上に努めております。

さらに、移動式ホース格納箱内に収納しているホース(20メートル×4本)で届かない場合の対応につきましては、2か所の移動式ホース格納箱のホースをつなぎ合わせて(20メートル×8本)使用していただくことも想定しております。

3 クラスタの見直し(浜竹一丁目自治会)

平成20年度「地震による地域危険度測定調査報告」の火災危険度によって松浪地区は他に例を見ない10,671棟が消失すると言う最大クラスタに属していると予測(シュミレーション)されている。

平成25年度の見直しにおいてもこの火災危険度については変化がないと言われている。これに対応する為、茅ヶ崎市では「ホース格納箱」を配置して住民に延焼防止消火活動を促しクラスタの分断を図ることによって大規模火災に立ち向かおうとしている。

最初にこの話を聞いてから久しいが、クラスタの分断、分割を考えると、このクラス

ター内の詳細なデータを公開してもよいのではないか？浜竹一丁目では民地の活用をお願いして地域内の6箇所に「ホース格納箱」を配置させてもらっているが、その有効性については検証出来ていない。

そのため、ホース格納箱を有効に活用する為に情報の公開も必要に思うが如何に？

(担当：防災対策課、都市政策課)

本市の地震に対する危険性を把握し、市政と行政などが協働で災害に強い都市づくりを推進することを目的に、平成20年度に「地震による地域危険度調査報告」を作成しました。この調査は概ね5年ごとに実施することとなっていることから、平成25年度に最新の固定資産税台帳データや建物の更新状況を基に、改めて検証を行いました。結果として松浪地区のクラスターにつきましては、前回と同様という結果でした。

クラスターの詳細なデータの公開につきましては、個人情報も含まれることから個人情報に配慮した形で提供させていただきたいと考えております。

また、移動式ホース格納箱の設置につきましては、平成25年度から実施しており、既に市内325か所に設置が完了しております。今後の設置を含め、最終的には502か所に設置してまいります。

移動式ホース格納箱の設置場所を知っていただくことは初期消火による延焼拡大防止に大変有効なことですので、平成27年10月を目途にホームページで公開してまいります。

4 火災クラスター対策に減災数値目標の設定と施策の策定の要望（浜竹四丁目自治会自主防災会）

想定される地震での消失棟数、焼死者数を推定し、10年、20年、30年後の減災数値目標を設定し、それを実現する防災まちづくり計画の策定、実施を要望したい。

松浪地区に限らず、茅ヶ崎市のほとんどの地区の災害の脅威の共通認識は、大地震→津波→群発火災であろう。地震、津波と同等以上に恐れるのが、県下第一の大火災クラスターでの火災被害である。

この現状に対し、茅ヶ崎市として、パンフレット「震災時、茅ヶ崎市では『火災』が怖いって知っていますか？」の配布や、自主防災会の組織化、避難訓練、防災リーダー講習会などのソフト面、家庭用消火器、火災報知器、感震ブレイカーの各戸での設置推奨、私有地への市が貸与した移動式ホースの設置などのハード面での施策を行っている。特にソフト面での市民の防災意識の啓発は他市と比べても優れたものがある。

ただ、消火器、感震ブレイカー、移動式ホースだけでは、「出火防止と初期消火力」の向上にはつながっても、火災クラスターの縮減、解消にはつながらず、十分ではない。地震での断水では移動式ホースは対応できない。横浜市のように「燃焼遮断帯とまちの不燃化の推進-防災まちづくり施策」が必須である。

想定される地で現状での消失棟数、焼死者数を推定し、10年、20年、30年後はどこまで減らすのかの減災数値目標を設定し、それを実現する防災まちづくり計画を策定する

ことが重要である。さらに具体的に燃焼遮断帯（地震火災対策重点道路、沿道建物の不燃化）の整備、狭あい道路の拡幅整備、小広場・公園・防火水槽の整備を計画のもとに実施すべきである。地震・津波・火災などでの「生きのび方、日ごろの備え」や感震ブレーカー、移動式ホースの設置は個人、自治会、防災会で進められるが、防災まちづくり施策は行政しかできない。

すでに消失棟数、焼死者数などの具体的被害想定、防災まちづくり計画があるのなら教えて欲しい。なければ寄付・寄贈の奨励なども含め、政策手段を総動員し、減災数値目標を設定し、それを現実する施策を策定、実施すべきである。

（担当：防災対策課、都市計画課、都市政策課）

神奈川県地震被害想定調査報告書（平成27年3月）によりますと、最大の被害が想定される大正型関東地震では、本市の焼失棟数は12,000棟、焼死者は790人と想定されており、現在のところ、御指摘のありました減災数値目標の設定といった予定はございませんが、この被害数を減らしていくことが、今後の防災対策として求められております。

また、平成20年度および平成25年度に実施しております「地震による地域危険度測定調査報告」より、都市構造に起因する本市の災害時の危険性につきましても判明しております。

御指摘のありました「防災まちづくり計画」の策定につきましても、現在のところ予定はございませんが、まちづくりの基本理念である「ちがさき都市マスタープラン」におきましては、社会経済情勢の変化に対応するため平成26年3月に一部見直しを行い、“東日本大震災の教訓を活かした都市づくりの展開”を見直しの視点の一つとして位置づけ、都市防災の方針の強化を行いました。例えば、方針の強化の中では重点的に取り組む施策として、個々の建築物の防火性能を向上し、発災時などの火災延焼被害を抑制することを目的に、「防火・準防火地域の見直しの検討」を新規で位置づけております。

この防火地域及び準防火地域は、都市計画法で地域が定められており、その地域内で建築物を建築する場合、それぞれの地域に規定される延焼拡大の抑止のための仕様を満足する必要があります。これらの地域指定により火災延焼クラスターを解消することはできませんが、建物から建物へと燃え移る延焼スピードを抑えられることから、避難や延焼する前の消火活動時間の確保の面で効果があり、市街地の防災性向上に寄与するものと考えております。

本市の市街化区域における準防火地域の指定面積の割合は神奈川県内で最も高くなっております（防火地域は商業、業務を中心とした市街地中心部に約27ヘクタール、準防火地域は住宅市街地約1,586ヘクタールに指定し市街化区域の約73パーセント）、さらに準防火地域を拡大して指定できるか検討しております。

なお、松浪地区におきましては、大部分が準防火地域に指定済みであり、未指定は建ぺい率50パーセント・容積率100パーセントの第一種低層住居専用地域のみとなっております。

今後におきましても、長期的な視点に立ち、災害に強い基盤の構築の実現に向けて市内連

コメントの追加 [関谷1]: 防対確認要す？

携を回りながら更に強化していくとともに、短期的視点としてのソフト施策につきましても、市民、行政の協働による災害に強い都市づくりの実現に向けて、より一層推進してまいります。

5 街頭消火器は実際に使う事が難しいので初期消火をメインに考え、各家庭に1本配布（市が支給、又は補填・支援）（常盤町自治会）

（担当：消防指導課）

街頭消火器は、昭和53年6月15日に東海地震に伴う大規模地震対策特別措置法が制定され、本市が地震防災対策強化地域に指定されたことに伴い、地震対策用街頭消火器として昭和54年2月から設置してまいりました。

平成27年7月15日現在、市内に2,684本設置しております。

設置基準といたしましては、市街化区域では約100メートル四方に1基、調整区域では約200メートル四方に1基設置しており、災害発生時には誰もが使用できるよう道路面に接した場所に設置しております。

消火器は20型消火器を使用し、重さが約9.9キログラムあり、大きい消火器となっておりますので、持ち運びに苦慮されることと存じます。

そのため、現在の20型消火器とほぼ同じ性能で重さが約5キログラムの10型消火器への変更を検討しております。

また、設置基準に関しましても見直しを行い、設置してある消火器を10型消火器への切り替えが完了した後の増設を検討しております。

消火器を御家庭に備えることは、火災発生時の初期消火には大変有効な設備です。

今後も市政情報紙、自主防災組織の研修会及び市民まなび講座などを通して初期消火の重要性と御家庭に消火器を備える必要性について啓発活動を行ってまいります。

6 消火栓の適正配置について（浜竹一丁目自治会）

平成26年度の市民集会の質問にもあるが、浜竹一丁目内には16箇所の消火栓が配置されている。しかしながら、この配置は昭和40年代の家屋配置に対応したもので、現在の家屋配置を考えると「ホース格納箱」のホースの延長距離が80mしかないため、ホースが届かない箇所があり、2箇所の増設が望ましい。そのため、昨年度に消防署へ要望をしている。今年度の予算で対処するということがあったが、まだその対策及び予定すら出されていない。

いずれにしても、「ホース格納箱」を有効に使用するためには、現在の家屋配置に対応した消火栓の配置見直しは必要ではないか？

（担当：警防救命課）

市内の消防水利の配置につきましては、国の示す消防水利の基準を基に消火栓及び防火水槽の整備を行っております。

平成27年4月1月現在、消防水利の充足率は93パーセントとなっておりますが、国の基準は市街地域で140メートル四方に1か所以上となっております。移動式ホース格納箱のホース80メートルとは一致しないため、空白地域が発生することとなります。

このため、今後もクラスター地域を中心に消防活動に有効な適地を調査し、消防水利の設置を進めてまいります。

また、平成27年度につきましては、神奈川県茅ヶ崎水道営業所と調整し、浜竹一丁目地内に消火栓1基の設置を進めてまいります。

7 消火栓の適正配置と防火水槽の有効活用（浜竹一丁目自治会）

平成26年度に質問・要望を提出し、市側の回答をいただいたが、その後の対応についてどうなっているのか検証がなされていないのではないか。

消火ホースは80m（20m×4本）のため、ホースが届かない場所があるため、消火栓の新たな設置の要望と、防火水槽の有効活用の仕方について要望（具体的対策については未対応）

【平成26年度質問】

現在、浜竹一丁目には16基の消火栓が設置されています。この16か所の消火栓設置場所から消火活動が可能な範囲を80メートル（消防ホース20メートル×4本）として、別紙地図のように計測をすると、空白地域（ホースが届かない地域）のあることが判明しました。この空白地域を無くすためには2カ所に消火栓を追加設置する必要があり、茅ヶ崎消防署防災対策課に相談。年度内の実現は無理のため、来年度に対応してもらえることになった。

消火栓の配置については、これまで何を基準に設置されたのか、また市貸与の移動式ホース格納箱が設置されたため、ホースの長さ80メートルを基準にした適正設置への対応はされているのでしょうか。

移動式ホースについては、消火栓の水は上水道を使用するため、災害時には発生から30分ぐらいしか使用出来なといわれている。また、現在の格納箱設置場所（2カ所）に火災発生場所から取りに行かなければならないため、火災発生場所によっては時間的に消火活動ができないことも考えられる。そのため、出来るだけ多くのホース格納箱を設置する必要があるが、市としては1町内に何基ぐらいの設置を考えているのでしょうか。

ただ、使用できる時間に限界があるため、消火栓以外にも消防用具の備えが必要ではないでしょうか。例えば、浜一町内に3カ所の防火水槽があるが、移動式簡易ポンプがあれば有効活用することが出来る。また、防火水槽の有効活用については現在はまだ講習なり訓練をしていないように思う。当然、バケツリレーが基本になると思いますが、防災備品としてバケツをどのぐらい用意すればいいのか、あるいは簡易ポンプを備えた方がいいのか、市の指導によって変わってきます。

いずれにしても、防火水槽について市側の対策をお聞かせください。

(担当：防災対策課、警防救命課)

本市では、3年ごとに市内の消火栓、防火水槽の配置状況を調査し、国へ報告を行っており、平成27年4月にも全ての消防水利を調査し、検証を実施いたしました。

このことにより、消防水利の空白地域が改めて確認できたことから、今後も消防水利の充足率を向上できるよう更に取り組んでまいります。

防火水槽につきましては、市内に224基(公設)設置されており、その有効活用につきましては消防隊や消防団の使用だけでなく、市内10か所の防災資機材格納庫に配備している小型軽量ポンプや小型動力ポンプを大規模災害時の延焼火災防止活動で市民の皆様が使用する際、防火水槽の活用が有効となります。

しかしながら、小型軽量ポンプ等の配備につきましては、行政が更に整備して維持管理することには限界があり、難しい状況となっております。

近年では市内の自主防災組織において独自に小型ポンプを整備しているところも確認しており、その資機材を活用した訓練も実施されております。

防火水槽と共に小型軽量ポンプを使用するためには、定期的な訓練が必要であるため移動式ホース格納箱と併せて小型軽量ポンプ等の訓練指導も行っております。

また、震災時の延焼火災対策として、消火栓を使用した市民消火資機材移動式ホース格納箱を平成25年度から平成27年度までの3年間で、市内500か所に設置する計画で事業を進めております。

初年度の平成25年度は、市域全域のマンション以外の自主防災組織に対し152基を設置し、平成26年度は木造密集地域内に重点的に175基の設置を完了いたしました。最終年度の平成27年度も引き続き木造密集地域を対象に175基の設置を予定しております。

設置場所は、木造密集地域のクラスターのエリアを対象とし、エリア内にある消火栓概ね1,500基に対して、3基に1か所程度の割合で移動式ホース格納箱を設置することで、木造密集地域内のどこで火災が発生した場合でも、10分以内に放水活動ができるよう市民の初期消火能力の向上に努めております。

さらに、移動式ホース格納箱内に収納しているホース(20メートル×4本)で届かない場合の対応につきましては、2か所の移動式ホース格納箱のホースをつなぎ合わせて(20メートル×8本)使用していただくことも想定しております。

8 市街地の緑化について(浜竹一丁目自治会)

平成26年度に質問・要望を提出し、市側の回答をいただいたが、その後の対応についてどうなっているのか検証がなされていないのではないか。

関連質問として、新たな公園新設の願いと、依然続いているミニ開発についての質問(回答のみ)

【平成26年度質問】

市は「ちがさき緑の基本計画」により公園、山林の環境保全などに取り組んでいるが、緑

化対策の如何によって災害時に大きな影響を及ぼすことになる。

市街地においては、松浪地区がクラスターによる危険が指摘される最大の要因は、宅地造成で樹木が伐採され、緑地が少なくなったことにある。また、ミニ開発により植木がなくなったこと、それに一戸建てにおいても高齢化により樹木の維持が出来なくなり伐採されることが多くなっているのも原因の一つである。

そのため、市街地の緑化策の一つとして、またクラスターの緩衝帯にもなる「街路樹」を植えたらいいのではないか。茅ヶ崎市は近郊の街に比べ街路樹が少ないため、例えば「さくら道」にも街路樹があれば、景観、クラスターの減災効果にも役立つのではないか。

多分、道路幅が狭いという理由で無理ということになるだろうが、緑化と同時に市民の安全を考えて対策を考えてほしい。

(担当：都市計画課、景観みどり課、道路管理課、公園緑地課)

街路樹の植栽につきましては、平成26年度に回答させていただきましたとおり、整備が完了した道路に対し、街路樹を追加整備するために用地買収を行うことは、実現性が低く困難であります。

また、「生け垣の奨励及び保全に関する助成」につきましては顕著な進捗は見られませんが、今後、クラスター対策の視点を取り入れ、広報等を含め補助拡大のための方策を採ってまいります。

新たな公園の設置につきましては、公園を設置するためには新たに用地を確保する必要がありますが、現状におきましては、本市が用地を購入することは非常に困難な状況のため、借地による公園設置を進めております。

具体的には、地図情報などから未利用地を選定し、自治会の皆様の御意見、御協力をいただきながら、その土地の地権者へ積極的に働きかけ、用地の確保を図るものです。

平成26年度におきましては市内で4か所の候補地があり、地元自治会及び地権者との調整を進めてまいりましたが、2か所は地権者の御都合により借地することができませんでした。

また、残り2か所のうち、1か所につきましては地権者との調整を継続しており、他の1か所につきましては既に借地契約が完了し、平成27年度内での公園整備を予定しております。

浜竹一丁目地区におきましても、同様に候補地選定の準備を進めており、今後具体的な協議をお願いしたいと考えております。

ミニ開発につきましては、平成24年2月10日に敷地面積の最低限度を、都市計画法の「用途地域」の制限として決定・告示しました。12種類ある用途地域のうち、指定対象は「第一種低層住居専用地域」と「第二種低層住居専用地域」で、松浪地区内でこの2種類の用途地域に該当する区域では100平方メートルの最低限度が適用となっています。

告示日以降の建築物においては、当該敷地が制限値以上であることを建築確認申請において確認し、建築行為が行われております。この制限は、新たに土地利用の転換が起こり、建

築のタイミングで分割される敷地面積規模がコントロールされるものであるため、地区として効果を実感いただけるまでには相応の時間がかかるものと考えられますが、告示前後では着実に新たな土地利用の状況が変化していると考えております。

このほかに、地区の住民の皆様様の御意向を基にその特性に応じた敷地面積規模などの土地利用や建築のルールを都市計画に定める「地区計画」という手法があります。本市におきましては、市民提案を基に「地区計画」の決定に至った事例もありますので、合意形成が難しい面はありますが、地区の住民の皆様との協働による「地区計画」の導入が進むよう取り組んでまいります。

9 感震ブレーカー希望者への進呈（常盤町自治会）

行政の方も言っていました、モリタミヤタのスプリンクラーの設置は 色々な問題があるし、経費もかかるので、それならば感震ブレーカーを希望者全員に進呈する。耐震化の家とか補填をしてなければダメ、という条件付きでなく、そういう家こそ危ないので、配るべきだと思います。

（担当：都市政策課）

大規模地震が発生した際に、木造住宅が密集している地域での延焼火災の危険を減らす対策といたしましては、初期消火活動はもちろんのこと、まずは「火災を起こさない」ということが重要となります。過去の震災より、地震火災の半数以上が通電火災と呼ばれる電気に起因する火災であることが判明していることから、大規模な延焼運命共同体が存在する本市にとって、地震時に揺れを感知して自動的に電源を遮断する感震ブレーカーの面的普及は、出火件数を減らす有効な対策であると認識しており、国でも、まさに感震ブレーカーの普及方策などに関する指針が示されたところです。

本市では、出火対策としての感震ブレーカーの設置も含まれております「防災まちぢから応援ツール」につきまして、JR東海道線以南の地区を対象に、平成26年度より普及方策などの検証作業を実施しております。平成28年度以降の全市展開を見据え、今回いただいた御意見や、地域の皆様からの御意見も頂戴しながら、支援策などを含め、平成27年度中に検討を進めてまいります。

10 沿道景観形成事業について、今年度は3軒くらいの家がまとまって、ブロック塀の解消や、生け垣を作る場合、全額市が負担する計画があるとのことですが、3軒でなくても、1軒でも全額市が負担するというような支援や、狭隘道路のセットバックも、工事金額を全額市が負担するとか、そうでなければセットバックした土地の面積の評価額を路線価相当にするとかの支援をすることによってクラスター火災の対策の一助にして欲しい。

（常盤町自治会）

（担当：景観みどり課）

沿道景観形成事業につきましては、地域が主体となって進める防災まちづくりを応援する

ことを目的に「防災まちぢから応援ツール」として、平成27年度は地域の皆様にとって使いやすい制度になるよう、課題などの洗い出しを行うため本市の全額負担によりモデル事業として実施しているところです。

平成27年度はモデル事業として事業推進を行っていることから、3軒での共同実施をお願いしているところであります。

平成27年度に実施する事業で課題を整理し、平成28年度以降の事業内容を検討してまいります。延焼防止には一定の距離を生け垣にすることが効果を上げることと考えておりますので、御意見をいただきました点につきましては、事業実施の有効性と地域の皆様の導入のしやすさを勘案し、検討させていただきたいと考えております。

11 地震・津波・クラスター火災の防災の他に最近各地で噴火の兆候が出てきています。茅ヶ崎市でも、箱根山や富士山が噴火した場合、火山灰が飛んで来ると思いますが、その対策は如何なものでしょうか？（常盤町自治会）

（担当：防災対策課）

神奈川県に被害を及ぼすおそれのある火山としましては、箱根山と富士山があります。

富士山の火山ハザードマップ作成に向けた組織として国により設置された、富士山ハザードマップ検討委員会からの報告書によると、富士山が噴火した際に、本市は10センチから30センチの降灰が予測される範囲に位置しております。

降灰による影響としましては、呼吸器系の疾患や目の炎症等といった健康被害のおそれや木造建築物等の倒壊の危険性の高まり、公共交通機関の運行支障等が考えられます。

火山灰から身を守るには、運転状況の悪化が予想されることから自動車等の運転を控える、家庭内への侵入を防ぐためにドアと窓を閉める、防塵マスクやゴーグルを使用するといったことが考えられますので、火山災害についての正しい理解が進むよう、市民の皆様への情報提供、啓発に努めてまいります。

降灰対策につきましては、災害が広範囲にまたがることから、国、神奈川県及び防災関係機関等と連携し、火山に伴う降灰等が市民生活に及ぼす影響を軽減できるように検討してまいります。

12 市総合防災訓練の復活（美住町自治会）

市の総合防災訓練は、昨年、取り止められ、消防フェアに併設した、防災関連展示の形にかえられた。

広域では、九都市県合同防災訓練、県では、ビッグ・レスキューを防災訓練として実施している。

消防フェアは、集客力が高く、「展示」も啓発事業として、有効であるが、市民をまじえた総合訓練は不可欠と考える。

「総合」の意味を生かす、「市民とともに実施する防災訓練」の復活を期待する。これに、研修を受けた防災リーダーを全員投入したものにしてはどうか。

「全市総合訓練」を地域の災害特性を踏まえた訓練を実施してはどうか。

- ① 岸地区の津波訓練（海岸に出ている人々、サファー、コーストガードも含め）
- ② 相模川沿い地区の洪水対策訓練
- ③ 湘北地区の崖地崩落対策訓練
- ④ 浜竹地区の火災対策訓練
- ⑤ 茅ヶ崎駅周辺の帰宅困難者対策訓練
- ⑥ 全市各地域で福祉避難の支援訓練

これら訓練には、各自治会、社協、民児協、学校PTA、児童・生徒の参加までを要請すれば、全市上げての訓練となり、他市に先駆けた、民・官大規模連携の形がとれれば、大デモストレーションとなる。

（担当：防災対策課）

御要望のとおり平成25年までは、8月下旬に市主催の総合防災訓練を実施しておりました。

近年の防災訓練は、地区防災訓練につきましては、自治会連合会単位で開催し地域内のひとつの小学校（中学校）に集まって、地区訓練を実施しておりましたが、各自主防災組織の自主性・自律性が高まり、集合型の地区訓練から、地域内の複数の小中学校で開催する分散型の地区訓練が増えてきております。こうした傾向は年々高まり、自分たちの地域は自分たちで守るという自主性を尊重しつつ、より実践的な訓練を志向していく傾向を醸成していく必要があると思われまます。

また、総合防災訓練には、様々な防災関係機関が参加しておりましたが、その訓練活動（紹介）は、数分間で終わってしまい、訓練に参加された地域の皆様に災害時の活動を知ってもらうには不十分でした。

これらを踏まえ、地域の防災訓練は、地域の訓練として12地区で実施していただき、それとは別にどの地域の住民でも毎年参加しやすく、地区の防災訓練で御参加いただいていない若い世代が参加しやすいように、さらに災害時の防災関係機関の活動をより地域の方に理解してもらえるようにするため、イベント型で消防防災フェスティバルとして平成26年度より実施したものです。

結果として、消防ブースも含め、全体としては約4,500名の参加があり、アンケートの結果から、40代以下の参加者が90パーセント、防災訓練に参加したことのない人が64パーセント、防災関係機関の活動を理解できた人が93パーセントと高い評価を得ました。

本市といたしましては、平成26年度が消防防災フェスティバルの新たな取組の初年度であり、一定の評価をいただいている状況から、この体制を維持しつつ、いただいた御意見を参考としながら、より効果的な訓練、啓発の場を検討してまいります。

13 防災リーダー養成研修会のやり方については 現在のような土・日連続の日程では爺さん・婆さんしか参加できない。二日連続でなく、年間何日も開催。午前や午後に分け、参加できる日時を各自が選び、合計で研修の全てをクリアすれば防災リーダーの資格が与えられるというシステムにする。そうすることによって、若い方たちの参加が促進される。(常盤町自治会)

(担当：防災対策課)

防災リーダー養成研修会につきましては、平成27年度は平成26年度同様、土曜日、日曜日に開催を予定しております。

平成26年度に参加者の皆様から防災リーダー研修会の開催日について、アンケート調査を実施させていただいたところ、105人の方から回答をいただき、「土曜日及び日曜日連続開催」を希望される方が最も多い46人(44パーセント)、「平日の連続開催」を希望される方が12人(11パーセント)、「隔週で土曜日及び日曜日開催」を希望される方が21人(20パーセント)との結果であったことから、今後もより多くの皆様に御参加いただけますよう開催方法等について工夫してまいります。

14 防災リーダーの活性化(美住町自治会)

防災リーダー育成は、有効な対策であり、研修を受けたリーダー数も大いに増加している。

また、フォローアップは、地域が企画し、市が支援する方策に変わってきている。それはそれとして、他方、質の高い防災リーダー育成も必要となってきた。

地域で防災活動を指導できる人材の養成を、市がプログラムし、研修の機会を設けてはどうか。

その研修に、「①障害者の接し方、介護の実技等の福祉避難の支援研修」、「②発災時の指導力養成研修」などを加えていかがでしょうか。

(担当：防災対策課)

防災リーダーフォローアップ研修会につきましては、平成27年度より防災リーダーフォローアップ研修を希望される地区ごとに、防災対策課職員が出向いて指導を行う方式へと変更させていただいております。

本市における防災訓練は、地域の皆様が主体となっていただき、各地区自主防災組織の皆様や防災リーダーが中心となって進めていただくものであると考えおり、大規模な災害が発生した場合と同様であると考えております。

このため平成27年度より、各地区での災害特性を知っていただき、その想定に基づいた災害を対象に訓練内容を考えていただくことで、防災リーダーが各地区で災害リスクに応じた防災活動について、指導を行っていただき、災害が発生した場合に防災リーダーや地域の皆様が力を発揮していただけると考えております。

また、防災リーダーフォローアップ研修会の開催後、地区から訓練直前に「防災リーダー

にもう一度教えてほしい。」などの申し込みをいただくことが多々ございます。

このことから、平成27年度より各地区で実施される訓練時に、事前に防災対策課へ申し出をいただければ、防災リーダーフォローアップ研修に代わるものとして、防災対策課職員が事前に指導をさせていただく方法に変更させていただきました。

この方法に変更することによって、御指摘の「地域で防災活動を指導できる人材の育成」につながると考えております。

また、御要望の「障害者の接し方、介護の実技等の福祉避難の支援研修」につきましては、各地区で行われます防災訓練や、平成28年度以降に行われます避難所打合せ会において、福祉避難施設や民生委員の皆様にご参加をいただき、障害をお持ちの方への接し方などの向上につなげてまいります。

15 DCATの編成（美住町自治会）

DCAT(Disaster care assistance Team) = 災害派遣福祉チームの編成を促進していただきたい。

障害者等弱者支援には、経験と知識と技術を有する支援者が求められる。一般の避難所では、防災リーダーと雖も、彼らへの支援は無理であり、技能者の派遣は、不可欠と思われる。

福祉施設との協力を得て、沢山のチーム編成をし、何時でも、彼らを支援できる体制を早急につくりあげることをお願いしたい。

DMAT,DPATもあるが、これは、医学専門部隊に任せるとして、DCATは福祉ピープルの力を合わせて作り上げてほしい。

（担当：防災対策課）

発災時における被災地への専門性を持ったチームの派遣についての重要性は国も認識しているところであり、DMATやDPATが代表的な組織としてあげられるところです。

そのような中、本市では、これまでに行った訓練等により、災害対策地区防災拠点（避難所）における看護、介護及び福祉の専門性を持ったボランティアの必要性を実感したことから、平成27年度より、「茅ヶ崎市災害時保健福祉専門職ボランティア事前制度」を開始したところでございます。

この制度は、災害発生後にボランティア希望者が行う登録、保険の加入手続きや活動場所の紹介といった手続きを災害発生前に行うことで、迅速かつ円滑なボランティア活動が実施できることを目的としています。

この活動をひとつの契機としまして、今後、DCATのような組織的な対応について検討してまいります。

16 非常時の情報伝達、広報的情報についての防災無線の放送基準の見直しをしてください。（常盤町自治会）

茅ヶ崎市全体が甚大な被害を受けた災害時の住民の不安は行政当局からの公的情報の不足、不十分さ、不安定さによって倍加すると思われる。まずしっかりした正確な情報が行政から与えられるべきで、これが公助として最大に求められていることだろう。

停電、断水、道路冠水、通行不能などの身近な市内状況が分からないのが最も心配である。防災ラジオなどはあるが、もっとも重要なのは誰でも身体一つで手ぶらで聞くことができる防災無線による地域へのスピーカー放送である。

以前の大雨などでは市内現状の放送は全くなかった。

防災無線の運用基準には「災害時の市内状況のお知らせ」は放送の対象にはなっていないと聞いているが本当か？本当だったら見直していただきたい。

*非常時の情報伝達、地域から市本部への現場状況のアップ情報の訓練をしてください。

災害時は各地域から本部への現場情報が正確に伝わるか否かが重要。それを持って市内全域への状況放送がはじめて可能になるのだから。例えば避難所は市全域でいくつあるのか、市全域からの情報アップにどれくらい時間がかかるのか、机上シミュレーションでの結果を教えて欲しい。

また例えば市内50か所から一斉に情報がアップされたらどうなるか、実際に想定しての市全体での一斉訓練が必要と思うが、訓練したことがあるのか、無かったらこれからでも訓練をやしてほしい。

(担当：防災対策課)

本市では、「茅ヶ崎市地域防災計画（風水害対策計画）」において、災害時の広報欄に、「災害が発生するおそれが予見できる場合には、市民に対する迅速な情報伝達を心がけ、積極的な広報を実施するものとし、その方法は防災行政用無線や広報車の巡回に加え、ホームページや携帯サイト等、正確な情報伝達に努めます。

また、災害が発生した場合は、市及び防災関係機関は、一体となって市民に対し、正確な情報の提供を行うとともに、市の活動状況や被災者のニーズ等を把握し、迅速な対応を図ることと定め、取り組んでおります。

御要望いただきました防災行政用無線の放送基準につきましては、現在、災害時は、「震度4以上の地震が発生したとき」、「津波注意報又は津波警報が発表されたとき」、「大規模な火災が発生したとき」、「その他大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき」として運用しております。

風水害時の広報手段につきましては、風雨により防災行政用無線が聞き取りにくい状況が考えられることから、防災ラジオ、地域情報配信システム、ツイッター、地上デジタル放送によるデータ文字放送、ホームページ、携帯サイト、広報車及び消防車両による巡回放送等を積極的に活用し、市民の皆様への正確な情報伝達に努めております。

また、「非常時の情報伝達、地域から市災害対策本部への被害情報の伝達訓練」につきましては、災害対策本部統括調整部訓練（図上訓練）にて、各避難所の避難者数等の状況を付与し、訓練を行っているところですが、一斉に情報が各避難所から上がってくる状況ではな

く、状況により避難所から連絡が入るものとなっており、時間を計って行っているものではないです。

なお、本市では、小中学校32校を避難所として指定しており、平成27年度も各小中学校にて避難所打ち合わせ会を開催し、その中で、各小中学校に設置しているMCA無線の取扱訓練を実施しております。

さらにMCA無線につきましては、毎月第1火曜日にMCA無線を設置している公共施設及び協定先等との通信訓練を行っており、災害時への備えとしてしているところです。御要望いただいております各避難所からの一斉情報伝達訓練につきましては、現在行っておりませんが、今後、様々な状況を想定した訓練につきまして検討してまいります。

17 エリアメールを茅ヶ崎でも取り入れ、発信するシステムの構築。(常盤町自治会)

(担当：防災対策課)

回答の必要がないことを確認しております。

【市民安全分野】

18 学園通りの道路脇の改良(浜竹一丁目自治会)

テラスモール湘南のオープン以降、学園通りの交通量の増加は著しく、歩行者及び自転車での通行は極めて困難な状態にある。

また、踏切がしまると車の横を通ることはなお一層難しい。そのうえ歩行者が通る道路脇は排水の為に勾配が付けられているため非常に歩き難いだけでなく、自転車の場合は横転する可能性もある。歩行者、自転車の通行の安全を考えて上記道路において早急に改善する対策を図られるように希望します。事故が起きてからではなく、起きる前に手を打ってほしい。

(担当：道路管理課)

L型側溝の構造の改良につきましては、アスファルト舗装の老朽化に伴う舗装の打替えと併せて実施を検討してまいります。

なお、平成27年3月に策定され、今後10年間の事業スケジュールを整理した「幹線道路維持保全計画」の中では、学園通りの舗装打替えは予定されていないため、路面の状態を確認しながら、事業の優先順位の見直しを含めて検討してまいります。

19 県道沿のマンション前に相変わらず大型のトラックが停車している。早くマンション前の道路に駐車禁止のゼブラマークを描いて欲しい。(緑が浜自治会)

(担当：広域事業政策課)

御指摘の場所につきましては、これまで警察のパトロールや注意喚起の看板を設置するなどの対応を行ってまいりましたが、依然として大型車の駐停車が止まない実情があり、近隣の皆様に大変な御迷惑をお掛けしていることは強く認識しているところでございます。

本市といたしましては、現在、駐車違反等を強調した標識設置をはじめ、ゼブラゾーンや車線を絞る等効果的な大型車等の路上駐車防止対策について、道路管理者である神奈川県、茅ヶ崎警察署と引き続き協議してまいりますとともに、茅ヶ崎警察署には、再度取締りの強化について要望してまいります。

20 路面表示の補修について（浜竹一丁目自治会）

先の松浪小学校PTAと合同で実施した危険箇所パトロールに於いて下記の場所の路面表示が消えかかっているため補修をお願いしたい。

- ・松浪一丁目信号の横断歩道及び車の停止線
- ・次の場所のT字路の路面表示、
浜竹1-1-9、浜竹1-2新田踏切前、浜竹1-4-29、浜竹1-4-14
浜竹1-3-4

（担当：安全対策課、道路管理課）

松浪一丁目交差点の横断歩道及び車の停止線の塗り直しにつきましては、平成27年6月8日付で松浪小学校より通学路改善要望書が教育委員会に提出されましたので、対応について茅ヶ崎警察署へ依頼しております。

また、御指摘いただきました5か所のT字路の路面標示につきまして、現地確認を行っております。標示が見えなくなっている箇所や実施後間もない箇所が御指摘を受けており、場所の再確認を含め自治会長様と現地の確認をさせていただき、現在契約している工事の中で9月末までに再設置いたします。

21 下水路の整備について（松浪二丁目自治会）

松浪1丁目から2丁目にかけて通じる下水路は上面が鉄板で覆われているため、雨の日には自転車走行時にスリップの恐れがあり、コンクリート製等ノンスリップの構造を検討していただきたい。

（担当：下水道河川管理課）

御要望の箇所の鉄板の敷かれた水路敷は、地元要望を受けて蓋を設置しております。

現在、水路における甲蓋設置事業として、要望のある箇所を順次整備していますが、この整備が一巡するまでは、既存の蓋の維持管理以上の対応は困難でございます。

当該地は道路ではなく水路敷の上部を通行していることを認識していただき、スピードを出さずに安全に通行していただくようお願いいたします。水路の管理者といたしましては、安全に通行していただく旨の注意喚起の看板の増設等で対応してまいります。

また、現在進行中である浜竹通りの雨水幹線の整備が、浜竹交番北側付近まで完成すると当該下水路の水量が軽減されます。現在、平成28年度の完成を目指し雨水幹線の整備を進めており、上流部からの流れを切り替え、当該下水路の水量が軽減された後に、地元自治会や周辺住民の皆様と下水路上部の利用方法について調整を図るよう検討いたします。

しかしながら、市内では浸水が発生する箇所があることから、他の施策とともに中期的施策の一つに位置づけ、取り組んでまいりますので御理解をお願いいたします。

22 自転車が通過可能な歩道には自転車可の標識を付けて欲しい。県道沿いの幅の広い歩道での自転車は両方向可となるのか？自転車に関するルールが解りにくいので表示などで明確にして欲しい。(緑が浜自治会)

(担当：安全対策課)

自転車は原則、車道の左側通行ですが、自転車が通行可能な歩道につきましては、交通管理者（神奈川県警察本部）により道路標識や道路標示が設置されております。

また、道路交通法では、標識等のない歩道につきましても、普通自転車の運転者が13歳未満と70歳以上の方、又は車道走行に支障がある身体障害者の方は歩道走行が可能とされており、さらに車道又は交通の状況に照らして、道路工事中や駐停車車両があるなど、歩道走行がやむを得ない場合も走行ができます。

ただし、標識の有無に関わらず、歩道を通行する際は歩行者優先で車道寄りを徐行していただき、歩行者の通行を妨げることとなる場合は、一時停止しなければならないと定められております。

なお、歩道での自転車は両方向の通行は可能ですが、路側帯の逆走（右側走行）は違反です。

自転車に関するルールにつきましては、交通安全教室において周知に努めておりますので、地域の皆様におかれましても、是非とも教室開催を御検討くださいますようお願いいたします。

23 常盤町交差点の歩道（ゼブラ）の脇に自転車通行帯の表示をして欲しい。高校生の自転車通学が増加した為、通学時間の歩道で小学生と自転車の高校生が交差して危険である。(緑が浜自治会)

(担当：安全対策課)

茅ヶ崎警察署に問い合わせましたところ、神奈川県警察本部では、今後、自転車横断帯は設置しない方針であるとのこと。理由としては、自転車は車道走行が原則であることから、交差点の歩道走行はなじまないとのこと。

なお、道路交通法では、交差点の安全義務として、横断歩行者には特に注意し、できる限り安全な速度と方法で進行しなければならないとされております。

24 「自転車の安全で適正な利用を促進する方策を検討しているか？」(美住町自治会)

戦火を逃れその好運に甘んじ、その後半世紀以上の年月の道路行政の遅れを反省していないと感じている。自転車事故を少なくする対策案はいくつ挙げられますか？

兵庫県では4/1より「自転車購入者に保険加入の義務付け」の条例を施行しています。

(全国初)

(担当：安全対策課)

市内の自転車に関係する人身交通事故は、平成24年は313件、平成25年は222件、平成26年は163件と大幅に減少しております。

しかしながら、自転車に関係する事故は、全人身交通事故の約30パーセントを占めておりますので、今後も継続した取組が必要と考えております。

これまで、幼稚園、保育園をはじめ全ての小学生、中学生、高校生を対象に自転車教室を実施しており、交通安全教室といたしましては、事業所や地域を含め、様々な年齢層を対象として、年間150回以上実施し、受講者も2万人を超えております。

今後は更に充実した教育内容とするため、平成27年度からは、茅ヶ崎警察署と協議し、幼稚園児、保育園児を対象にした交通安全教室のなかで、これまでの歩行訓練に加え、早い段階での自転車に関する理解を深めていただくため、紙芝居を使った自転車の乗り方を教える取組を始めました。

さらに、6月からは、保育園児を対象として「キープレフト プレート ワークショップ」を実施しております。これは、園児が「キープレフト」の文字の入ったプレートに思い思いに絵などを描き入れ、保護者の自転車のかごなどに取り付けていただくことで、保護者自ら安全運転していただくことを目的としております。

また、毎年実施しております全小学校及び中学校における通学路改善要望につきましては、小学校職員、校外委員、茅ヶ崎警察署、市職員が一堂に会して、課題の整理や、これまでの取組の検証、必要に応じて現地確認を行いながら、検討結果をとりまとめ、学校周辺の交通環境の改善を実施しております。

そのほか、毎月2回の交通安全日のパトロール、新入学児童キャンペーン、各季の交通安全キャンペーン、毎月10日の夜間無灯火自転車撲滅キャンペーン、高校生による模範走行、信号機処理の変更、自転車専用レーンや法定外路面標示の設置、各地区で展開する啓発活動において自転車の安全利用の啓発活動など、年間80回以上の啓発活動を行っております。

「オリジナル自転車止まれステッカー大作戦」につきましては、毎年行っており、平成26年度は汐見台小学校におきまして、地域の皆様の御協力をいただきまして実施したところです。

また、平成27年6月1日には、改正道路交通法が施行されました。本市といたしましては、市民の皆様ルール・マナーについて広報する良い機会と捉え、今後も、地域の皆様や茅ヶ崎警察署等と連携しながら、自転車安全利用の啓発活動を進めてまいりたいと考えており、併せて、違法駐車防止啓発員による自転車の安全利用の啓発活動を実施してまいります。

25 コミバス松浪・小和田病院線の運航改善要望（浜竹一丁目自治会）

平成26年度に質問・要望を提出し、市側の回答をいただいたが、その後の対応についてどうなっているのか検証がなされていないのではないか。

運行本数の増便と運賃の見直し（距離による料金体系）を要望（市側の現状説明のみ）

【平成26年度質問】

1. まず当該路線は昨年春より辻堂駅西口への延伸して頂きましたが乗客増になっているのでしょうか？
2. 現在は1日6本と少ない。昼間の時間帯（10～12時、13～14時）もないし、特に夕方の終わりが早すぎる。
3. また、辻堂駅からの乗客がほとんど無い。これには現在の辻堂駅前停留所が降車の利便のみで乗車に付いては考えられていない。
4. 運賃が路線バスに比べても高く、全線同一運賃である。

改善要望は次の通りです。

1. 運行本数を増やして欲しい。当初の12本に戻して欲しい。
2. 辻堂駅前停留所をステラ湘南ビルをはさんで線路側に移して1分程度の客待ち停車をする。また同時に西口袴線橋下に時刻表を掲示してほしい。
3. 運賃を見直して他路線で実施している、駅までの場合100～150円にしてほしい。

運賃については、スイカ、パスモなどが使えるシステムの導入で乗車距離による料金体系にしてほしい。ただし、巡回運行のため上限200円にしなければならないが…。

本路線は市の老人福祉政策に一環として企画、運行されて10数年となっているが未だに乗客が増えず、収入的にも他路線の足を引っ張る状態が続いており、昨年の辻堂駅西口乗り入れも大きな変化をもたらしていない。

辻堂駅北口にテラスモールが出来て周辺道路が混雑してますます高齢者は動きにくくなっている。乗客ゼロで走っているコミバスを見るにつけ一層の利用促進努力をお願いしたい。

また、未だに住民の認知度も低く、画期的なPRの一環として一世帯に一枚の無料バスを出して利便性をPRするなどの努力も必要なのではないか。

（担当：都市政策課）

御質問いただいた事項につきまして、当該路線につきましては、平成25年3月31日から辻堂駅西口へ乗り入れを開始しており、過去3年間の利用者数は、平成24年度は5,955人、平成25年度は7,686人、平成26年度は9,130人となっております。

運行本数につきましては、コミュニティバス東部循環市立病院線は、小和田・松浪コースと松が丘コース併せて、3台の車両を使用して運行しております。今後、現在の車両数の中でできることから着手していきたいと考えており、その一つとして平成27年4月1日より、第6便の運行を15時52分から16時22分に30分繰り下げるダイヤの変更を行いました。

また、コミュニティバスの辻堂駅西口バス停につきましては、現在、線路側（ステラ湘南北側）への移設に向けて、関係者との調整を図っており、移設の見込みが立った段階で、地域の皆様へ情報提供をさせていただく予定です。

なお、コミュニティバスにつきましては、地域の皆様の身近な足として御利用いただけるよう、公共交通不便地区を中心に運行していることから、事業採算性が難しい中での運行となっており、現在の金額からの値下げや距離制運賃につきましては、コミュニティバス全体で考えるべき課題として捉えております。

路線バスが走れない場所を運行している「特別なバス」として、これからも事業を続けてまいりたいと考えておりますので、御理解の程よろしく願いいたします。

御要望いただいた事項につきまして、運行本数の増発につきましては、小和田・松浪コースは松が丘コースと併せて運行ダイヤを編成していることから、現行の車両台数の中での増発をするためには、東部循環市立病院線の全体的な調整が必要になります。

したがいまして、現状の中でできることから、まずは進めていきたいと考えており、その一つが、平成27年4月1日から実施した第6便のダイヤ改正であり、その利用状況を観察しながら、今後の方策について検討してまいりたいと考えております。利用者の皆様のニーズに即した運行体系とできるよう、引き続き、工夫、改善に努めてまいります。

また、客待ち停車につきましては、バス利用者や歩行者の安全を確保できるスペースの確保が課題となっており、現在、関係者との調整を進めているところでございます。

西口跨線橋下の時刻表につきましては、藤沢市の用地になっていることから、早期の設置に向けて藤沢市と調整を進めているところでございます。

いずれの案件も、見通しが立った段階で情報提供させていただきたいと考えております。

なお、運賃の見直しにつきましては、コミュニティバス全体を視野に入れながら、距離制運賃やICカードによる運賃收受と併せて考えていくべき課題であると認識しております。

コミュニティバスのPRにつきましては、平成26年12月27日から平成27年1月3日の8日間にかけて、コミュニティバス無料キャンペーンを実施いたしました。結果として、東部循環市立病院線につきましては、前年比で約5.7パーセント増となるなど、多くの方に御利用いただきました。

今後においても、御提案の趣旨に添えるような利用促進の方策について研究してまいります。

26 雨水浸透枿について（浜竹一丁目自治会）

市として雨水の用水路や下水管などの大掛かりな工事には鋭意取り組んでくれていますが、見逃されがちなのが浸透枿です。

例えば、浜竹一丁目の東海道線南側道路の雨水浸透枿の多くは土で埋まり草が生えています。枿からの排水管にも土が入り込み、排水の効果がなくなっています。

インフラとして長期に渡り使用する下水道システムのメンテナンスも重要ではないでしょうか。

雨水浸透枿のメンテナンス計画と、実施状況についてお聞かせ下さい。

（担当：道路管理課）

雨水樹のメンテナンスの実施状況につきましては、市内を4ブロックに分割して、毎週金曜日及び降雨時に雨水排水施設の点検を含め、職員がパトロールを実施しておりますが、全ての路線を確認していくことは困難な状況です。

その中で排水不良箇所を発見した場合には、状態により直営又は業務委託の中で清掃作業等を実施しておりますが、我々、道路管理者の目の行き届かない箇所もありますので、市民の皆様からの情報提供もお願いしているところです。

今回、御指摘の区間につきましては、現地調査を行ったところ、各雨水樹に30センチメートル前後の土砂の堆積を確認しましたので、近日中に清掃作業を実施いたします。

27 空き家対策について（松浪二丁目自治会）

一人暮らしの高齢者が施設に入所したり亡くなったりして、その住宅が空き家となるケースが増えている。その中で、所有者が遠方に居住したり、事情が有るなどして管理できない住宅では、環境・防犯・防災等の面で大きな不安を近隣住民に及ぼしている。空き屋の所有者に対し、市として適切な指導と対処をお願いしたい。

昨年、近隣住民の依頼を受け、自治会として市へ対処を要請したが対応に時間がかかり、住民の不安が解消されないケースが有った。市は、対応の経過等の説明を自治会等へ適宜してほしい。

（担当：環境保全課、都市政策課、建築指導課、予防課）

空き家の適正な管理につきましては、建築基準法、茅ヶ崎市火災予防条例及び茅ヶ崎市民の美しく健康的な生活環境を守る条例に基づき、管理不全な空き家の所有者又は管理者に対して、関係部局で情報共有し連携を図りながら、建物部材の落下防止、家屋への侵入防止、可燃物の除去、樹木の剪定や除草等、必要な措置を講ずるよう指導しております。

現在、本市では、平成26年3月に策定した「茅ヶ崎市住まいづくりアクションプラン」に基づき、「住まいの相談窓口」、「空き家の適正管理」及び「空き家活用方策」について検討を行うとともに、市内全域を対象に空き家の実態調査を行い、空き家対策を効果的に推進していくためのデータベースの整備を進めているところでございます。

また、平成27年5月26日に施行された空家等対策の推進に関する特別措置法において、市町村長は「特定空家等」の所有者等に対し、周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置を講ずることができることとされていることから、本法律を踏まえ、本市における「特定空家等」に対する具体的な対応方策についても検討を進めております。

しかしながら、市町村長が講ずるこれらの措置につきましては、個人の財産権に対する強い公権力の行使を伴う行為が含まれることから、透明性の確保及び適切な判断が求められるところであり、有識者等を交えた慎重な議論が必要となります。

今後は、国から示されたガイドラインである「「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針」を参考にしながら、検討を進めてまいります。

なお、御相談いただいた空き家につきましては、引き続き関係部局で連携を図りながら所

有者等に改善を促すとともに、定期的に対応状況を確認し、適宜自治会に情報提供を行ってまいります。

28 空き地に関するお願い（浜竹一丁目自治会）

空き地における雑草、樹木が伸び放題なと、ゴミが長期間放置されているため、環境・衛生上からこの問題を解決する方法を教えてください（市としては対応済みだが…）

当該地については、土地の所有者まで特定して、市としての要望が出されたはずだが、1年近く経った現在も何の対応もされていない。それも、土地の所有者が市の職員と聞いているが、これでは何のための市民集会なのかかわからない。

【平成26年度質問】

隣りの空き地（浜竹1-11-41）はほぼ四方が住宅に囲まれています。空き地内の木々が隣接住宅の2階部分に届くほど大きく成長しています。また、タイヤ、分別されていないペットボトルのゴミなども長らく放置されたままになっています。

ご近所の方が、土地所有者に連絡、働きかけてくださり、時折草刈りは業者（？）により行われることもありますが、木々の剪定やゴミの処理についてはなかなか取り組んでいただくことが出来ません。

近隣の方は皆さんずっと気にかけていらっしゃいますが、これといった対応策が見つからず進展していないので、良い解決方法についてお教えいただければ助かります。

よろしくお願い致します。

（担当：環境保全課）

空き地の適正な管理につきましては、茅ヶ崎市民の美しく健康的な生活環境を守る条例、茅ヶ崎市火災予防条例に基づき、管理不全な空き地の所有者又は管理者に対して、関係部局で情報共有し連携を図りながら、樹木の剪定や除草、可燃物の除去等、必要な措置を講ずるよう指導しております。

しかしながら、個人が所有する財産であることから、その管理につきましては所有者等に対して改善を促すほかなく、所有者等の様々な事情により、改善が図られないといった実情もございます。改善が進まない場合につきましては、関係部局で連携を図りながら所有者等に訴えかけ、状況の改善に努めております。

当該地につきましては、平成26年9月に土地所有者に対し、樹木の剪定等、空き地の適正な管理を行うよう指導をいたしました。その後、改善が図られなかったことから、平成27年7月に改めて所有者に対し、必要な措置を講じるよう指導を行ったところでございます。

その際、所有者からは7月の連休を目途に対応を行う旨回答をいただいたところですが、現時点においても未だ対応がなされていないことから、再度所有者に対し、改善を図るよう指導してまいります。

なお、土地所有者が本市の職員であるという事実は把握しておりません。

29 防災無線での不審者情報の放送について（浜竹一丁目自治会）

6月末から1週間の間に3件、それも浜一、浜二、美住町に不審者が出没したため、緊急情報として防災無線で流すことを要望（防災無線の使用基準についての説明のみ）

【平成26年度質問】

このところ不審者の出没が相次いでいるが、この不審者情報は学校から保護者に送られるのみで、保護者以外の地域の人たちは全く知らない状態です。地域の子供達を見守るうえで地域の多くの人たちに不審者情報を知ってもらう必要があります。防災無線で流すことで、不審者に対しても抑止効果にもなります。そのため、不審者出没の如何にかかわらず下校時にあわせて定期的な子供達に呼びかける放送が出来ないものでしょうか。学童には学校側の指導がよくされていますが、不審者への牽制、抑止の効果があると思います。

学童見守り隊には、緊急時（大雨警報による臨時休校など）の連絡メールによって不審者情報が送られてきます。また、下記のように警察にも連絡済みになっています。ただ、学校、保護者、警察はそれぞれ不審者情報を把握していますが、現在は個々に情報として持っているだけで対策は取られていないように思います。市として市民の安全を守るうえで連携した対策を考えていただければと思います。

因みに、浜一自治会では不審者情報を緊急回覧、と同時に浜一防犯パトロール隊、学童見守り隊の有志が、下校時に合わせて町内を巡回するようにしました。

<松浪小学校からの連絡メールによる不審者情報>

- <4月30日（水）> 下校途中の本校1年男子が、美住町の日比商店付近で30代～40代くらいの男性から、「お菓子をあげるからおいで」と、声をかけられる事案が発生しました。知らんふりをして歩いていくとついてきたので、防犯ブザーを鳴らしたところ、男性は行ってしまったということです。警察には連絡済みです。十分ご注意ください。
- <6月26日（木）> 16時頃、浜竹のシャトレゼ付近で、本校女児が黒いヘルメットをかぶり黒いバイクに乗った30代くらいの男性に後をつけられ、声をかけられるという事案が発生しました。警察には連絡済みです。十分ご注意ください。
- <6月30日（月）> 15時20分頃、ひばりが丘2丁目付近の住宅街で、本校女児がバイクに乗った外国人の男性に声をかけられ、ショートパンツの裾に触れるという事案が発生しました。バイクは児童の隣を少しの間、並走したそうです。警察には連絡済みです。十分ご注意ください。
- <7月3日（木）> 16時頃、浜竹1丁目の千葉ハイツ脇の路上で、一人で下校中の本校高学年の女児が、自転車に乗った男に胸をつかまれるという事案が発生しました。男は30代と思われ、白いTシャツ、髪はスポーツ刈りで毛を少し立てています。女児がすぐに防犯ブザーを鳴らしたところ、男は辻堂方面へ自転車で逃走しました。警察には連絡済みです。十分ご注意ください。

(担当：防災対策課、安全対策課)

現在、本市では警察からの振り込め詐欺などの犯罪の情報提供依頼を受けた場合、市民の皆様が犯罪に巻き込まれないよう防災行政用無線を使い、放送を行っております。

防災行政用無線による不特定多数への情報提供は、緊急性、被害者のプライバシー保護への配慮、警察の捜査への支障などを考慮にいれながら、既に発生した犯罪の被害の拡大防止のため必要と判断したものに限り行っております。

また、防災行政用無線による放送は地域を限定せず、市域全体を対象に行っております。

なお、不審者情報を受けた各小中学校の判断により、学童見守り隊等へメールにて情報伝達を行っている学校もあるとお聞きしておりますので、地域で活動される団体の皆様への情報提供につきましても、各地域の学校に御相談くださいますようお願いいたします。

【生活環境分野】

30 野良猫対策（TNR 活動）への補助金制度の拡充について（松浪二丁目自治会）

『野良猫が増え、糞や尿の被害で困っている。』と言う訴えや苦情がたびたび自治会に寄せられている。昨年市の指導のもと自治会も立ち会ってTNR活動に取り組んできた。良好な環境を保つ上で、TNR活動は素晴らしい活動であり、この活動を継続発展させるため行政からの経済的支援をお願いしたい。

(担当：環境保全課)

本市では、平成26年5月に自治会から御相談をいただき、野良猫による生活環境被害が発生している地域において、ボランティア団体との協働により、猫の不妊去勢手術（TNR活動）を実施いたしました。

その後、当該地域では、自治会をはじめとした近隣住民の皆様の御協力のもと、猫の適正管理に努めていただいているところですが、管理に掛かる費用につきましては、地域のボランティアの方に御負担いただいている状況です。

猫による生活環境被害を軽減させるためには、地域の皆様の御理解のもと継続的に実施する、給餌や糞尿の清掃等の猫の適正管理に関する活動（地域猫活動）が、非常に重要であることから、本市では、自治会の承認を得られた地域を対象として、地域猫活動に掛かる費用の一部補助を実施しております。

本補助制度を活用し、すでに自治会として積極的に取組を進めていただいている他の地域においては、猫による生活環境被害が激減し、近隣住民の良好な生活環境の確保につながっているといた実績もございます。

本補助制度の活用について、是非御検討くださいますようお願いいたします。

31 保存林の管理について（松浪一丁目自治会）

松浪一丁目8番地先に市の保存林がありますが、木が伸び放題、秋には落ち葉が近隣の住宅の敷地内に大量に落ちるなど、迷惑を蒙っている状態が継続しています。この状態に対

し、近隣の居住者から保存林の管理の徹底してほしいとの苦情が自治会に相次いでいます。管理について市と土地所有者との関係を明確にし、近隣住民が納得する明確な回答をしていただきたい。

(担当：景観みどり課)

保存樹林につきましては、補助を受ける所有者が隣地への対策として枝の張りだし、落ち葉対策などを行うこと、また、下草刈りや剪定などを行い、庭木状態でなく樹林として良好に保つことを条件に本市が保存に関する補助を行っております。

御指摘の保存樹林管理につきましては、引き続き本市から所有者に対し管理の徹底を指導してまいります。

【子ども育成分野】

32 待機児童解消は、若い主婦層の社会復帰に欠かせぬ課題である。総合計画では、スタート時期に「平成27年度に《0》」をメルクマールとしたはずだが、この目標に近づくどころか、流入人口の増加も手伝って、いよいよ悪化している。あの指標は何だったのか。

「認可保育所を増やす」など抜本的処方では、追いつかない。もっと大胆な施策が必要である。他の予算を差し違えても施設の状況を改善していただきたい。「こども園」構想なども、牛歩ではダメである。何年後に《0》とするのか、新しい指標を示していただきたい。(美住町自治会)

(担当：保育課)

「茅ヶ崎市総合計画第2次実施計画」において、平成27年度に入園児童数2,900人、待機児童数0人を目標として、保育園の新設等を行ってまいりました。

平成27年4月1日現在、入園児童数は3,061人となっており、入園児童数の目標を上回ったものの、待機児童数は115人と依然として多い状況となっております。

引き続き認可保育園の新設等を進め、平成27年度中に認可保育園や認定こども園の新設等により368人の定員増を進めます。

また、待機児童の約8割が3歳未満の児童であることから、平成27年4月に新たに市の認可事業となりました、3歳未満の児童を対象とする小規模保育事業や事業所内保育事業の整備を併せて進めてまいります。

新たな指標としましては、平成27年3月に策定した「茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画」において、平成30年4月までの待機児童解消を掲げておりますので、早急に達成するよう努めてまいります。

33 待機児童解消策について (美住町自治会)

県内でワースト1と「タウンニュース」で紹介されている。2015.4.1時点で115名となっているが、市議会だよりで市長は「平成26年10.1現在、625人」と応えている。茅ヶ崎市のHPではH27.4現在、受託児童なしで1,201名(第6希望ま

で)とある。数の乖離が相当ある。数値の中身が相違していると思われるので、それぞれの数値の根拠を示して欲しい。

また、市では実際の数値をどうやって把握しているのか？また、市の人口一人当たり待機児童数でみると、「ダントツワースト1」になる。絶対数をせめて藤沢市並みにすべきと考えるが？

解消策について、数値目標も含めて具体的に説明して欲しい。

(担当：保育課)

待機児童数の数値につきまして、まず、「平成26年10.1現在、625人」という数値は、入園申し込みをしたものの入園できない児童（以下、「保留児童」という。）のことを意味し、平成27年4月1日現在では411人となっております。保留児童のうち、厚生労働省の定める待機児童の基準に合う児童のみをカウントしたのが「待機児童」となり、本市におきましては「2015.4.1時点で115名」となります。

また、「H27.4現在、受託児童なしで1,201名（第6希望まで）」につきましては、本市におきましては保育園の申込みの際に希望する保育園を第6希望まで書くことができ、入園を審査する際はそれぞれの保育園への申込者全員を対象に審査しており、御希望する保育園にどのくらいの人数が申込みをしているかをお知らせするため、保留児童の延べ人数でホームページには記載しているものです。延べ人数では、第6希望まで申込みをしている場合は6人とカウントいたします。

本市におきましては、「115人」の待機児童ではなく、「411人」の保留児童の解消を目指して保育園の整備等を進めております。

平成27年3月に策定しました「茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画」では、国の「待機児童解消加速化プラン」に基づき、平成30年4月での解消を掲げております。引き続き保育園の新設等を進めるとともに、待機児童の約8割が3歳未満の児童であることから、平成27年4月に新たに市の認可事業となりました、3歳未満の児童を対象とする小規模保育事業や事業所内保育事業の整備を併せて進め、早期の待機児童解消に努めてまいります。

34 子ども子育て支援・新制度について（美住町自治会）

- ・茅ヶ崎市政での優先順位がかなり低いと感じられる、姿勢は積極的ではないか？
- ・日本社会、地域の抱える課題の中で最も重要なのは「少子高齢化」対策と考えているが、茅ヶ崎市の「市議会だより」「広報茅ヶ崎」を読んでも、子ども子育てに関する情報発信が圧倒的に少ない。
- ・新庁舎建設、柳島スポーツ公園、ハマミーナ、道の駅等々ハコモノに偏りすぎ。
- ・もっと人、特に子供世代への投資を多くすべきと考える。

具体的には

Q1：国の指針では

- 1) 質の高い・・・「認定こども園」の普及を図ること。

2) 保育の量的拡大・・・待機児童の解消や・・・

3) 地域の子ども・子育て支援・・・

とあるが、茅ヶ崎市の取組は1)と2)の順番が逆になっている。これは市政の優先順位だと考えてよいか？

Q2：更に上記指針に対して一つずつどう取り組むのかが一向に分からない。リーフレットを読む限り給付制度の導入、認定制度の開始、支援事業等々が書かれており、上記3つの指針に対しての具体的取組が不明。

Q3：認定こども園の早期開設が必要では？開設計画はあるのか（時期と数量）？

Q4：新制度で「支援事業」分野に区分されるサービスについて、具体的に情報発信をすべき。HPには担当の課に問合せとあるが、これでは問合せしないと内容が分からない。子育て忙しい人に対して不親切ではないか？事業毎に利用者が利用できるようなもつとその内容、方法等々を発信すべきでは？

(担当：子育て支援課、こども育成相談課、保育課)

平成27年4月に施行された子ども・子育て支援新制度では、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実の3点を中心として取り組むこととなっております。

本市の現状におきましては、平成27年4月現在の待機児童数が115人と、保育の量が大幅に不足している状況となっており、まずは保育の量的拡大を最優先事項として取り組んでおります。

しかしながら、子育て支援の充実のためには3点とも重要であると考えており、質の高い学校教育・保育の総合的な提供につきましても、幼稚園教諭や保育士の処遇改善、研修の実施、認定こども園の普及を図ることなどにより、量的拡大と併せて質の向上にも取り組んでまいります。

子ども・子育て支援新制度におきましては、子ども・子育て支援法に基づき、平成27年度から平成31年度の5年間の計画期間とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定して具体的な取組を進めることとなっております。

本市におきましても、子育て世帯7,500世帯へのアンケート調査を実施し、平成27年3月に「茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画におきましては、子ども・子育て支援新制度で実施すべき乳幼児期の学校教育・保育の提供や地域の子育て支援事業につきましても、必要とされるニーズ量とその確保方策を記載し、5年間の取組を具体的に示しております。本計画に基づき、より一層の子育て支援の充実に取り組んでまいります。

認定こども園につきましても、教育と保育を一体的に提供する、幼稚園と保育園の両方の機能を持った施設であるため、本市におきましても整備を進めていくことが必要と考えております。

現在の開設計画につきましても、平成28年4月に本市初となる認定こども園を小和田に

新設する計画があります。今後も既存施設と協議を重ねながら、認定こども園への移行を中心に普及を進めてまいります。

様々な事業を実施するにあたり、事業の周知は大変重要であると考えております。

わかりやすく必要な情報をできる限りのスペースを利用し、広報紙やホームページなどでお伝えをしたり、子育て支援の制度や施設の概要を掲載した「茅ヶ崎市子育てガイドブック」を発行し、配布場所についても公共機関に限らず様々な場所に広げ、市民の皆様により情報が届きやすいよう努めているところです。

さらに、インターネットを活用した子育てポータルサイト「FuBoLaboちがさき」では、NPO法人との協働で、本市で子育てをするお父さん・お母さんのために、子育てに関わる情報とともに行政や民間で主催する地域のイベント情報の紹介など、子育てライフを応援する情報を発信しております。

この「FuBoLaboちがさき」を御利用いただく方は、平成24年度は23,964人、平成25年度は89,338人、平成26年度は109,381人と大幅に増加しております。忙しい方にも情報が届きやすいよう、スマートフォンからも情報を得ることができるため、全利用者のうちの76,410人、約70パーセントがスマートフォン利用者となっております。

また、より具体的な取組例としましては、妊婦健康診査や乳児家庭全戸訪問事業等において、ホームページや広報紙の他に、妊娠がわかり母子健康手帳を取りに来られた際に直接事業の説明を行っております。

さらに、成長とともに必要となる情報や事業についての御案内は、乳児家庭全戸訪問の際に育児情報やお知らせのチラシをお渡ししたり、健康診査につきましては個別通知で周知に努めております。

子育てに関係する事業は広範囲にわたっているため、保護者の方から質問があった際には、担当課の御案内をしておりますが、質問の内容によっては個別のケースもあり、担当課に直接お問合せいただくこともございます。

本市といたしましても、情報を必要とする方にいかに届けるかを課題として、今後も更に有効な方法について検討してまいります。

35 子供の発達面での不安があり、こどもセンターで相談をすることができてとても助かっている。

また、就学前にも発達検査などをしてもらい本当に助かりました。しかし、発達検査を希望しても最短で半年後、という状況でありました。発達面での不安を感じ、検査を申し込む人が多いのでできるだけ多くの心理士の方を雇ってもらい、即時に対応してくれると不安も解消されると思う。かなり精神的にいっぱいになって相談に行っている人が多いのに、対応できるのが半年後、というのはガックリしてしまいます。(常盤町自治会)

(担当：こども育成相談課)

お子様の発達面に不安があり、こどもセンターに相談をされる場合、相談方法の一つとして発達相談があり、発達検査を実施する場合がございます。発達検査はお子様の年齢などによって内容が異なっており、年齢に応じた発達検査を実施することで、より具体的な支援方法を検討いたします。

また、発達検査は頻繁に実施するものではないので、特に、小学校への就学を控えている場合、お子様によっては、あえて就学直前に実施する場合があります。

なお、発達検査の予約につきましては、通常は保護者の希望により、翌月には予約できる状況です。

その他の相談方法である親子教室、フォロー教室、個別相談などにより、相談員が保護者からお話をお伺いしながら、今後も日々の子育てを支援してまいります。

36 小児医療の対象年齢は全小学校にすべきと考える。(美住町自治会)

(担当：子育て支援課)

本市では、0歳児から小学2年生までの通院と、中学3年生までの入院に係る医療費の助成を行っており、4歳児からは所得制限を設けて実施しております。

通院の対象年齢の拡充につきましては、子どもに関連した様々な事業を総合的に検討し、平成27年10月1日より、小学3年生まで拡大いたします。

就学前の児童の医療費につきましては神奈川県が一部負担していますが、就学後の児童の場合は全額を市が助成することとなります。今回、小学3年生まで拡大したことで、平成27年度は約2,400万円を拡大分として予算計上しております。

さらに、平成28年度からは約4,400万円を拡大分として予算に計上していくこととなります。

助成対象を拡大することにより、大幅な歳出増が予測され、恒久的にその支出が続くこととなります。限られた財源の中で、公でしか取組ができない様々な事業を行っているほか、保育園の待機児童対策等、緊急に対応しなければならない事業もあるため、現時点の更なる年齢拡大につきましては難しいものと考えております。

また、医療費助成を含めた子育て世代への補助につきましては、どの市町村においても同一の水準で受けられることが望ましいことから、国や神奈川県に対して補助制度の創設や所得制限の撤廃などを、今後も継続的に要望してまいります。

37 子ども貧困が地域の小中学校で顕在化されてきているとお聞きする。弁当を持ってこれない生徒、修学旅行に行けぬ児童・生徒に対し、既に1億円以上の手当がされているやに、聞く。この傾向は、いよいよ拡大するものと思われる。貧困児童・子どもを救うために、その親への支援、収入を増やせる支援に取り組んでいただきたい。(美住町自治会)

(担当：生活支援課、学務課)

本市では、経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、学校生活

でかかる必要な経費を援助する就学援助を行っております。

この制度につきましては、広報紙やホームページに掲載するとともに、毎年度各小・中学校を通じて、申請書類を保護者に配布して周知の徹底を図っております。

また、主に生活保護世帯の中学2・3年生を対象に高等学校進学へ向けた学習支援、進学相談や日常的な生活習慣を育むことを目的とした「子ども健全育成推進事業」をNPO法人に委託して実施しております。

事業の主な内容といたしましては、主要5教科の学習支援、進学相談、入学試験対策、臨床心理士資格を有する元教員による悩み相談等で、平成26年度では中学2年生が7名、中学3年生が8名参加しました。

さらに、生活支援課に「子ども支援相談員」を配置し、生活保護世帯の子どもとその保護者に対して日常生活支援、養育支援、その他子どもの発達・進路に関する支援等を実施しております。

なお、平成27年4月より市役所本庁舎3階に生活自立相談窓口を開設し、生活や仕事などでお困りの方に対して専門の自立相談支援員がお話を伺い、一人一人の状況に応じて相談や就労を含めた支援を行っております。

38 給食の牛乳は飲ませるか飲ませないか、選択できるようになるといいと思います。他市では選択できるところもあるようです。先生方の手間が増えますが…(常盤町自治会)
(担当：学務課)

小学校給食におきましては、牛乳を含めた給食全体で1日に必要な栄養量の3分の1を満たすことができるよう献立を考えていることもあり、牛乳を選択制とすることは、想定しておりません。

また、中学校での昼食は、家庭からの弁当とミルク給食となっておりますが、牛乳はあくまで1日の食事で不足しがちなカルシウムなどを補うためのものとして位置付けておりません。

そのため、中学校のミルク給食の牛乳につきましては、各御家庭の判断による選択制となっております。

39 中学校の昼食を、お弁当持参か給食かを選択できる方がいいと思います。もしくは全面給食にしてもよいのでは。(常盤町自治会)
(担当：学務課)

中学校給食につきましては、神奈川県内でも家庭からの弁当と選択式のデリバリー給食(弁当箱に入った形で配食される給食)等、様々な形で取組がされておりますが、本市におきましては、生徒の体格や運動量など個人差にも対応可能な家庭からの弁当とミルク給食を基本としております。

また、本市におきましては、老朽化した教育施設の改修等、優先して取り組むべき事業も

あり、特に給食につきましては、共同調理場から給食を配送している小学校2校に、自校式の調理場を建設することを最優先課題として取り組んでまいりたいと考えております。

ただし、中学生の保護者が、仕事の都合などで弁当を作れない場合の補完として、平成26年度より弁当販売の試行を2校で実施したほか、平成27年度は業者を替えて4校での販売を行ってまいります。

現在のところ、中学校の昼食につきましては、弁当販売について試行を重ね、検証を行い、何が最も良い方策なのか総合的に勘案して、最終的な方向性を決めていきたいと考えております。

40 母親の負担を少なくする意味でも中学校給食を実施すべき。(美住町自治会)

(担当：学務課)

質問事項39で回答したとおりです。

41 子育て世代が感じる近郊都市との比較(浜竹一丁目自治会)

平成26年度に質問・要望を提出し、市側の回答をいただいたが、その後の対応についてどうなっているのか検証がなされていないのではないかと。

市町村によって子育てに対する支援体制・少子化対策が異なるため、他市町村との比較で茅ヶ崎市がどうあるべきかを質問(改善が見られた内容について説明してほしい)

【平成26年度質問】

高齢少子化社会を迎えて、特に少子化に対する政策が自治体によって異なるため、若い世代の夫婦が新しく住まいを探す場合、自治体の子育て支援への取り組みによって子供を育てやすい自治体へ移住するようになってきている。これは子育ての問題だけでなく人口の流出にもつながってくるため(これは高齢者にも同じことがいえる)、子育て支援への取り組みが重要になっている。

茅ヶ崎市も「子ども・子育て支援新制度」を27年4月からスタートする予定にあるが、まずは現状の子育て支援について近郊都市との比較でどうなっているか。

保育所の待機児童数は、全国で神奈川県は常にベスト10に入っているが、横浜市のように待機児童がゼロになるなど(25年度川崎市438人、藤沢市277人、茅ヶ崎市174人)、茅ヶ崎市も減少しているが、どのような対策を取っているのか。

(担当：子育て支援課、こども育成相談課、保育課)

少子化対策の取組として、誰もが安心して子どもを産み育てることができる環境づくりが大切であると考えます。平成27年4月よりスタートした「子ども・子育て支援事業計画」の中でもそのような考え方にに基づき、「子育て世帯への支援」という枠組みを超えて、妊娠・出産前の段階となる不妊・不育症の治療に関わる支援から、妊娠期、出産期、乳幼児期といったそれぞれのライフステージに応じた支援施策を進めております。

不妊で悩む夫婦への経済的負担軽減のために実施している特定不妊治療費の一部助成に

つきましては、平成24年度の154件の助成に対し、平成26年度には227件と大幅に増加していることから、助成制度が大きな役割を担っていると考えております。

また、流産などを繰り返し、お子さんを持つことが困難な不育症についても、治療費の一部助成を行う不育症治療費助成を平成26年度から開始いたしました。助成件数は少ないながらも、平成26年度に実施した「不育症」に関する講演会においては、多くの方が参加され、関心の高さを改めて認識したところであります。

今後につきましても、制度の周知を行い、必要とされている方にしっかりと助成ができるよう取り組んでまいります。

平成26年度の市民集会におきまして、茅ヶ崎市の妊婦健康診査補助券の額が総額51,000円で近隣市に比べ低額であり、若い世代の夫婦が新しい住まいを探す場合に、この格差にも影響されるとの御指摘をいただきました。

妊婦健康診査補助券の額につきましては、藤沢市が総額で75,000円、平塚市が茅ヶ崎市と同額の51,000円、寒川町が48,700円となっており、神奈川県内の各自治体により助成金額は異なっております。

それぞれの自治体が、どのような子育て支援事業の充実を図るかは、自治体の状況によります。本市におきましては、現在、保育園の待機児童対策等、早急に取り組まなければならない事業もございます。

限られた財源の中で、現状を踏まえ、取り組むべき子育て支援事業の優先順位を見極めて対応してまいります。

なお、妊婦健康診査の利用率は、年々向上しております。今後も、早期受診と定期的受診を勧奨できるよう周知を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

待機児童対策につきましては、平成26年度に保育園の新設等に取り組み、定員が369人増加して、総定員は2,973人となりました。しかしながら、平成27年4月現在の待機児童数は115人と、年々減少する傾向となっているものの依然として多い状況となっており、その解消は重要な課題と考えております。

引き続き保育園の新設等を進め、平成27年度は認可保育園や認定こども園の新設等により368人の定員増を進めます。

また、待機児童の約8割が3歳未満の児童であることから、平成27年4月に新たに市の認可事業となりました、3歳未満の児童を対象とする小規模保育事業や事業所内保育事業の整備を併せて進め、早期の待機児童解消に努めてまいります。

【その他の分野】

42 松浪コミュニティーセンターの利用について（松浪二丁目自治会）

4月に使用が開始され自治会活動等に有効に活用させていただいている。

しかしながら、利用申し込み方法が使用当日の1か月前に窓口に行って申し込む方法であり、仕事をしている人にとってはなほ使いづらい。テニスコートの使用方法のようにパ

ソコン等からの申し込みができるようなシステムの導入をお願いしたい。

システム導入に時間がかかるようであれば、自治会活動を優先的に、利用できるような方法を検討願いたい。たとえば、1か月前のある期間に申し込みの用紙を提出すれば予約が完了となり、その後1週間以内に使用の確認を完了する等情報システムを使わない方法も考えられる。

(担当：市民自治推進課)

茅ヶ崎市内の主な体育施設をはじめ、市民文化会館やコミュニティホール等の利用申し込みや空き状況の確認につきましては、市内の主な施設に設置してある公共端末や携帯電話、あるいはインターネットを通じて御利用いただける「公共施設予約サービス」を導入しています。

松浪コミュニティセンターをはじめ、市内に11施設ある地域集会施設の利用申し込み等につきましては、平成16年度より本サービスを導入しており、他の公共施設と同様に御利用いただけます。

導入当時は、インターネットの利用率が低く、地域性を優先すべきという判断から、また、従来の地域集会施設の利用申し込み等の手続きが窓口で行われることが多かったことから、すべての地域集会施設において使用日の1か月前からの5日間に限って、来館での窓口受付を優先させていただいております。今後、各地域集会施設においても、同様の御意見を数多くいただくことになった際には、現在の運用方法の変更が必要になってくるものと考えております。お仕事等の都合で、窓口に行くことが困難な方には御不便をおかけしますが、御理解くださいますようお願いいたします。

なお、自治会活動等地域において必要とされる活動のための利用につきましては、松浪コミュニティセンターの指定管理者に御相談くださいますようお願いいたします。

43 住居表示板の新設（浜竹一丁目自治会）

昨年度、住居表示板の交換が行われ、一部に地盤（海拔）表示も記載されているため、大変分かり易くなった。

しかし、この交換に関しての調査に立ち会った際、広い地域が一つの地番でカバーされている所では周辺部に表示板はあるものの、内部にない為地盤表示が分からない。（例、浜竹一丁目11番地）立会調査時には主だった場所への表示板の取り付けに積極的な発言があったにもかかわらず、実際に取り付けられたのは以前の表示板との交換だけで新設、増設は見られていない。

旧表示板は昭和40年代の家屋の配置をもとに作られたと考えられる。現在の家屋配置をもとに新設を希望します。

(担当：都市計画課)

住居表示の街区表示板につきましては、平成26年10月から平成27年3月にかけて、JR東海道線以南の地域を対象に付け替えを行いました。付け替えた表示板には、市民の皆

様の関心が高い海拔情報を掲載しております。

また、表示板の取付箇所につきましては、各街区の四隅への設置を基本としつつ、住民の皆様のご要望に応じて変更又は追加を柔軟に行っております。

なお、浜竹一丁目地区につきましては、自治会役員の皆様と立ち会いを行い、本市が設置を予定している箇所及び自治会役員の皆様のご要望を踏まえて新たに設置する箇所について確認を行いました。これらの表示板の取付時期につきましては、本市が設置を予定していた箇所の取付けは平成27年3月に行い、御要望を踏まえて設置することとなった箇所の取付けは平成27年7月に行っております。

44 住民投票条例の制定について（美住町自治会）

各地で直接民意を開く為に住民投票を実施している。直近では「大阪府都構想」がある。地方議会の劣化が問題となっている今日、茅ヶ崎市でも手続きを定める条例を制定すべき。何故制定しないのか？住民投票による民意を市も議会も畏れている様に見える。（美住町自治会）

（担当：行政総務課）

「茅ヶ崎市自治基本条例」第28条には、「市は、別に条例を定めることにより、市政に係る重要事項について、直接に住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができる」と定められています。

住民投票は、あらかじめ投票に必要な事項等を定める条例を制定しておき、一定の条件を満たしたときに投票を実施する方法と、課題が生じた際にその都度、必要な事項を定める条例を制定して実施する方法があります。

このうち、各地で実施されている住民投票の多くは、後者の方法によるものです。本市においても、地方自治法の規定に基づき、必要に応じて条例を制定することにより、住民投票を実施することができます。

なお、大阪府で実施された特別区設置住民投票は、地方自治法で定められている条例制定に基づくものではなく、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」によって実施されました。

45 市はゴルフ場跡地の利活用について賢い選択、悔いを残さない選択のためのイニシアチブを発揮して欲しい。（常盤町自治会）

*前提：ゴルフ場のうち県／市有地部分のつまり公共財の処分についての意見です。

*考えたいこと：

- ・緑と広域避難場所は税金投入で維持すべき機能であるか／ないか⇒イエス
- ・イエスならたとえ民間ゴルフ場に対してでも市によるサポートに正当性はある。
- ・民間開発業者への売却で民活の条件は何か⇒売却益と非売却益のアセスメントが必須
- ・緑と広域避難場所では問題の性質が異なる。

A：緑地の維持

⇒今日の茅ヶ崎市の緑の急激な減少は長く続いている小規模宅地開発によるもので、小規模私有地では緑維持の規制は不可能が実証されている。

⇒将来に渡っての緑の維持は大規模公有地でしか実現できない。

⇒一旦私有化されたら当初は緑維持できても将来の転売を止められない。

⇒一旦私有化されたら緑が必要になっても買い戻す費用は莫大で税負担では不可能。

⇒県有地であるということは利活用に関して新たな費用なしに市民の選択下にある状態が続くということ。いつでもいかようにでも処分を市民が選択決定できるということ。経済面での市民主権が残るということで大切ではないか。

⇒売却は元に戻せない不可逆的な選択である。

B：広域避難場所の維持

「ゴルフ場の維持は災害対策」であるとするならば、利用が稀な機能の維持に誰がどれくらい費用を使うのが合理的で納得できるかが争点になる。

私はこう思う。

- ① まず、すでに広域避難場所を保有しているのだから新たに広域避難場所を獲得する
(ア)費用に関しては考える必要がない。市の幹部が「坪100万円の土地でのゴルフ場は間違え」と言っていると報道されているが、新たに坪100万円の土地を購入してゴルフ場をつくるのでもなければ、あらたに広域避難場所を購入するわけでもない。ここは市の幹部の大きな勘違い。
- ② 県は利益が目標の企業体でないのだからゴルフ場跡地で県は利益を得る必要はない。
- ③ 問題は広域避難場所の維持にどれくらい維持費が発生するか、それを誰が負担するかだけになる。県と市での負担の配分は根本問題ではないのでここでは考えない
- ④ 公園など利用者からの料金徴収を期待できない場合、ゴルフ場など少数の特定利用者から比較的高額な料金を徴収できる場合、両者の中間的、混合的なやり方がある。
- ⑤ 公園の場合：施設と設備の建設／維持費＋光熱費＋メンテ人件費（たとえば50％）を税金で負担し、メンテ人件費（のこり50％）を市民のボランティア負担など。
(ア)人件費部分は市内在住の高齢者の雇用対象になりうる。
- ⑥ 高収入施設の場合：緑と避難場所機能を犯さない条件でスポーツ施設、学園、研究施設、など考えられるが、地域と親和性のあるものとなりうるかが疑問である。やはり近隣市民が親しく利用できることが必須ではないか。市民のスポーツ公園、緑と憩いの茅ヶ崎市民の庭、などが最適ではないだろうか。
- ⑦ 「緑と避難場所機能の維持&低い税負担」にゴルフ場以外の方法があるのだろうか？
- ⑧ 問題はゴルフ場が一部特別な階層のみの利用に偏ることであろう。
- ⑨ 税を投入する以上はこの点を改善して従来のイメージを一新させて新しいスタイルの市民ゴルフ場として再出発できる方向を探求すべきと思う。

C：公共財の売却

現ゴルフ場が持っている有益性と売却益との比較検討評価／アセスメントが必須。

今回はこのアセスメントを欠いたまま売却計画が進んでいる。

売却益とは結局は売却で得た資金の使い道から生じる益であり、現有財が持っている機能と売却益で新たに獲得される使い道との有益性の比較である。今からでもこのアセスメントをしっかりとやってほしい売却で得られる益は2種類あると思う。

- ① 売却で得た資金で何をするか、何に使うか＝県が何に使うか
- ② 買い取った事業者がどんな事業をするのか、それがどのような利益を地域にもたらすのか＝事業者が何をするか。

売却主体は神奈川県だが、事業による影響は市と市民が受けるのだから、以上2点に対して市は神奈川県に対して明確な回答を要求する資格と（市民への）義務があると思う。

D：A～Cを考慮した基本方針を市民参加で策定すること。

当初の案では「基本計画を行政内部で策定してからの市民の参加」となっているが、それでは市民参加は実質的には基本計画への賛否のみになってしまう。

上記A、B、Cの全過程を市民参加の公開された場で進めていただきたい。

（担当：企画経営課、防災対策課）

茅ヶ崎ゴルフ場は、約20ヘクタールであり、その敷地の約6割を神奈川県が、約4割を民間会社である茅ヶ崎協同株式会社が所有しております。

当該地は広大であり本市のまちづくりに大きな影響があることから、今後の土地利用につきましては、計画段階から十分な協議をさせていただくことを土地所有者である神奈川県に伝え、現在、神奈川県及び茅ヶ崎協同株式会社とともに協議を進めております。

土地利用に関する協議では、当該地が現有している広域避難場所としての機能維持やみどりの保全について十分に考慮した上で、市民の皆様の生活や本市の将来に有益な土地利用となるよう求めています。

また、湘南海岸の魅力向上や当該地域の活性化はもとより、当該地の防災上の機能や緑への配慮などについて、平成27年6月末に実施した意見交換会やホームページによるアンケートフォームのほかにも多くの御意見・御要望を伺っており、これら全ての御意見は本市が踏まえる事項として捉え、協議を進めております。

並行して、神奈川県、茅ヶ崎協同株式会社、茅ヶ崎市の三者で、市や県のもつ、まちづくりの方向性を前提に、どのような利用が可能であるかを確認するため、民間事業者の方から土地利用に関するアイデアを募集しました。アイデアは複合施設や商業施設の設置やゴルフ場の継続などのアイデアが21法人から寄せられました。

今後は、安全安心、環境自然、地域活性化、健康などの視点のもと、当該地における「土地利用に関する基本方針」を三者で作成した上で、パブリックコメントの実施により、更に多くの方の御意見を伺ってまいります。策定された「土地利用に関する基本方針」は、その後、土地所有者である神奈川県が実施する公募プロポーザルの募集要領に反映されます。

46 茅ヶ崎ゴルフ場について（美住町自治会）

クラスター解消の即効策は難しいが、広域避難場所として茅ヶ崎ゴルフ場を存続させるか、引き続き避難場所の役割を担うようにすることは出来るはず。ハコモノの再開発だけはすべきでないと思う。市の基本姿勢はどうなっているのか？

（担当：企画経営課）

質問事項45で回答したとおりです。

47 茅ヶ崎ゴルフ場の跡地利用（柳島の道の駅計画を変更する）（緑が浜自治会）

1. 広域避難所としての機能を残す事
2. ゴルフ場と同程度の収益を得られる事
3. 周囲の住民の不利益にならない事
4. 茅ヶ崎市の発展の為に寄与する事

ショッピング・レストランサイトの建物は2階建てとし、1階は地元の海産物、農産物、畜産物、その他手芸品、工芸品など茅ヶ崎特産の土産物の販売店とする。

2階はレストラン街とし市内の名店やフードコートを入れて、主に茅ヶ崎の海産物や畜産物、農産物を使用した料理をサービしてグルメタウンとする。

最近の津波予測では茅ヶ崎でも10mの津波を考慮しておく必要があるとの事なので、建物の屋上は広いテラスとして開放し、江の島、烏帽子岩、富士山を見ながらバーベキューなどが出来る憩いの場所として、又非常時は避難場所として使えるように整備しておく。

民家と接する境界には大きな木を植えて、近隣住宅への防音とクラスター火災の防波堤を作り、建物は北側に寄せる事により、南側に広い駐車場を整備する。

余剰スペースには公園やステージや子どもが遊べるスペース、ドッグランなどを併設する。

海岸との連絡歩道橋を3ヶ所に作り、海岸にもカフェや海の家を併設し道の駅と一体となって楽しめる様にする。

広いスペースの建物があるので、クラスター火災が発生して避難民が大挙して集まった場合でも、雨風もしのげるトイレや水道を使う事も出来るので、広域避難所としての機能が確保できる。

海岸通りの国道134号線は美しいドライブウエイとして若者に人気があり、特に茅ヶ崎線ゴルフ場付近は運転手の真正面に富士山が大きく見えてとても美しい道路である。しかしながら国道134号線に道の駅はまだ設置されていない。

このような場所に道の駅が出来ればマスコミの話題となるのは必至であり、施設の名前も「海の駅 ちがさき」とインパクトのあるものにして宣伝したい。

東京から1時間で来る事が出来て、気持ちの良い134号線のドライブを楽しみに来た人々が、海岸で水遊び・砂遊びが出来て富士山や江の島を見ながら1日楽しんで帰れる「海の駅」は魅力的である。

(担当：企画経営課、産業振興課)

茅ヶ崎ゴルフ場は、約20ヘクタールであり、その敷地の約6割を神奈川県が、約4割を民間会社である茅ヶ崎協同株式会社が所有しております。

当該地は広大であり本市のまちづくりに大きな影響があることから、今後の土地利用につきましては、計画段階から十分な協議をさせていただくことを土地所有者である神奈川県に伝え、現在、神奈川県及び茅ヶ崎協同株式会社とともに協議を進めております。

土地利用に関する協議では、当該地が現有している広域避難場所としての機能維持やみどりの保全について十分に考慮した上で、市民の皆様のご生活や本市の将来に有益な土地利用となるよう求めております。

また、湘南海岸の魅力向上や当該地域の活性化はもとより、当該地の防災上の機能や緑への配慮などについて、平成27年6月末に実施した意見交換会やホームページによるアンケートフォームのほかにも多くの御意見・御要望を伺っており、これら全ての御意見は本市が踏まえる事項として捉え、協議を進めております。

並行して、神奈川県、茅ヶ崎協同株式会社、茅ヶ崎市の三者で、市や県のもつ、まちづくりの方向性を前提に、どの様な利用が可能であるかを確認するため、民間事業者の方から土地利用に関するアイデアを募集しました。アイデアは複合施設や商業施設の設置やゴルフ場の継続などのアイデアが21法人から寄せられました。

今後は、安全安心、環境自然、地域活性化、健康などの視点のもと、当該地における「土地利用に関する基本方針」を三者で作成した上で、パブリックコメントの実施により、更に多くの方の御意見を伺ってまいります。策定された「土地利用に関する基本方針」は、その後、土地所有者である神奈川県が実施する公募プロポーザルの募集要領に反映されます。

なお、「道の駅」につきましては、これまで様々な角度から候補地を検討し、柳島向河原地区に選定されております。当該地は、国土交通省が進める、優れた取組を選定し、重点的に応援する重点「道の駅」候補に、神奈川県内で唯一選定されております。

こうしたことから、「道の駅」につきましては、これからも柳島向河原地区を基本に事業の実施に向け関係機関との調整を進めてまいります。

48 道の駅計画再検討（緑が浜自治会）

現在茅ヶ崎市では柳島に念願の道の駅を開設する計画を立てているが、現在の計画は茅ヶ崎市の端に位置し、大河のすぐ横であり地面の海拔が低いので高波や津波が発生した時は水没の可能性もある。したがって広域避難場所にはなりにくい。

さらに道の駅予定地付近は道路が錯綜しているため今でも交通渋滞になりやすいが、道の駅が出来ると渋滞がさらにひどくなる事が目に見えている。又、道の駅は高速道路から離れた一般道にあるから意味があるし車が集まってくるのであって、サービスエリアが充実している高速道路の出入り口付近にあっても寄る車は少ないと思う。

したがって、この道の駅の計画は場所を茅ヶ崎ゴルフ場の跡地に変えて再検討するのが

良いと思う。

(担当：産業振興課)

「道の駅」整備当該地における現状の地盤は低くなっておりませんが、市内幹線道路に接し、交通量等から算出した必要な敷地面積が確保できる箇所、駐車場とトイレなどの休憩機能が24時間営業の場所となることから周辺の住環境へ影響が少ない場所として3か所の候補地から最終的な評価選考を行い、柳島向河原付近が最適であると判断いたしました。

安全・安心の面では、北側に建設を行う(仮称)柳島スポーツ公園の競技場の観覧席がある程度の高さが保たれる予定であること、相模川流域左岸終末処理場の上部を利用した柳島しおさい公園があること、さらには道の駅の地盤を国道134号の道路面に合わせることも検討し、施設間の連携や安全性も十分にふまえた上で整備を進めてまいります。

なお、当該地は国土交通省が進める、優れた取組を選定し、重点的に応援する重点「道の駅」候補に神奈川県内で唯一選定されており、平成32年の東京オリンピック・パラリンピック開催の前年の平成31年7月に開設を目指してまいります。

49 公共施設等総合管理計画の策定について(常盤町自治会)

将来の人口減などに対して、公共施設などの実態把握や計画の策定、見直しについて市民への十分な情報提供と市民参加についてですが、政策シートに「意見交換会」などあるのに、肝心のハコモノについての「意見交換会」はなく、「道路・下水道など各関連個別プランにおいて、パブコメ等の実施」があるのみです。相変わらず、市民への情報提供が行われていないようですので、決まってからの報告でなく今の現状がどうなのかを市からはっきり知らせて欲しいです。

(担当：施設再編整備課)

「公共施設等総合管理計画」とは、人口推計、財政推計を踏まえ、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、公共建築物、道路、下水道などを含めた公共施設等の全体を把握し、長期的な視点を持って更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の平準化と公共施設の最適な配置の実現に向けた考え方を取りまとめるものです。

策定に当たっては、国の「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に基づき、次に示す、既に策定済みの各関連個別プランを包括的に取りまとめてまいります。

これらの個別計画策定時にはパブリックコメント等で既に市民の皆様の御意見をお伺いしております。そのため、この計画策定時には、これらの個別プランに影響のないように、市民の皆様の御意見を踏まえ、「公共施設等総合管理計画」を策定してまいります。

- 公共建築物 … 「公共施設整備・再編計画」
「茅ヶ崎市公共建築物中長期保全計画」
「茅ヶ崎市営住宅ストック総合活用計画」
- 道路・橋りょう… 「茅ヶ崎市道路整備プログラム」
「茅ヶ崎市橋りょう等長寿命化計画」

- 下水道
- 「茅ヶ崎市幹線道路維持保全計画」
- …「茅ヶ崎市下水道整備計画」
- 「茅ヶ崎市公共下水道管路施設長寿命化基本計画」

50 若い世代が茅ヶ崎市に居を構えたいと思うような施策（美住町自治会）

若い世代が茅ヶ崎市に居を構えたいと思うような施策となっていない。ハコモノへの投資、ホノルルとの姉妹都市など移り住みたいとは思えない施策が多い。何といても安心・安全がキーワードで待機児童解消とクラスター対策を前面に押し出すべきと考える。また、子ども子育て支援についても国の指針を踏襲するだけでなく、国に先駆けて市ならではの施策が欲しい。いつまでも「サザン」「雄三」「海」「湘南ブランド」等々に頼っているのではない方針と施策を。

（担当：企画経営課、都市政策課、保育課）

急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、それぞれの地域ごとに住みよい環境を確保することによって、将来にわたり活力ある日本社会を維持することを目的とした「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、国による総合戦略が策定されました。

同法では、「雇用の質・量」、「有用な人材確保・育成、結婚・出産・子育ての切れ目ない支援」、「地域の特性に即した課題の解決」などの国の総合戦略を勘案し、地方自治体の実情に応じた計画をそれぞれの自治体が策定するよう期待されております。

また、本市の将来人口は、平成32年をピークに減少に転じると推計されているとともに、高齢化率は神奈川県内の他市町よりも比較的高めで推移する見込みとなっております。こうしたことから、本市の実情に応じた地方版総合戦略を策定し、その実現化を図ってまいります。

本市の待機児童対策につきましては、平成26年度に保育園の新設等に取り組み、定員が369人増加して、総定員は2,973人となりました。しかしながら、平成27年4月現在の待機児童数は115人と、年々減少する傾向となっているものの依然として多い状況となっており、その解消は重要な課題と考えております。

引き続き保育園の新設等を進め、平成27年度は認可保育園や認定こども園の新設等により368人の定員増を進めます。

また、待機児童の約8割が3歳未満の児童であることから、平成27年4月に新たに市の認可事業となりました、3歳未満の児童を対象とする小規模保育事業や事業所内保育事業の整備を併せて進め、早期の待機児童の解消に努めるとともに、安全・安心な子育て環境の構築に取り組んでまいります。

クラスター対策につきましては、大規模地震が発生した際に、木造住宅が密集している地域での延焼火災の危険を減らす対策といたしましては、初期消火活動はもちろんのこと、まずは「火災を起こさない」ということが重要となります。

過去の震災より、地震火災の半数以上が通電火災と呼ばれる電気に起因する火災であるこ

とが判明していることから、大規模な延焼運命共同体が存在する本市にとって、地震時に揺れを感知して自動的に電源を遮断する感震ブレーカーの面的普及は、出火件数を減らす有効な対策であると認識しており、国でも、まさに感震ブレーカーの普及方策などに関する指針が示されたところです。

本市では、出火対策としての感震ブレーカーの設置も含まれております「防災まちぢから応援ツール」につきまして、JR東海道線以南の地区を対象に、平成26年度より普及方策などの検証作業を実施しております。平成28年度以降の全市展開を見据え、地域の皆様からの御意見を頂戴しながら、支援策なども含め、平成27年度中に検討を進めてまいります。

51 飼い犬に対するケアや飼い主に対する注意事項について（緑が浜自治会）

茅ヶ崎市は全国1飼い犬が多い都市という事なので、飼い犬に対するケアーや飼い主に対する注意事項を徹底させるべきである。災害時の避難所に於けるペットの扱い等を明確にしておくべき。

（担当：防災対策課、環境保全課）

本市における犬の登録頭数は、平成27年3月31日時点で14,640頭となっており、神奈川県内の市町村で6番目に多い頭数となっております。

愛犬のしつけやマナー啓発につきましては、犬の登録時にリーフレットを配布し、説明を徹底しているほか、狂犬病予防注射集団接種時や各種イベント会場、ホームページ等、幅広い機会を捉え周知啓発を行っております。

また、犬に関する苦情が多い地域におきましては、愛犬のマナーアップパトロールとして、自治会の皆様と同行し、市職員が糞の持ち帰りを啓発するパトロールを実施するとともに、マナーの悪い飼い主が特定できる場合は、直接その方のお宅を訪問し指導を行っておりますので、気になる点がありましたら御相談くださいますようお願いいたします。

災害時の避難所におけるペットの取扱いにつきましては、現在、市内小中学校32校の避難所ごとに検討を進めている状況であり、平成27年6月時点で25校においてペットを受け入れる方向で検討を進めております。

ペットと飼い主が同行避難することで、ペットの放置による伝染病の蔓延や咬傷事故の発生を防止できること、また、飼い主である被災者の心のケアにつながることから、国のガイドラインでは、ペットと飼い主が同行避難することが推奨されており、本市においても同様に避難所への同行避難ができるよう受入態勢の構築に努めているところです。

避難所ごとに施設の規模や状況が異なることから、全校統一した態勢を構築することは困難ですが、自治会の皆様や学校関係者、市職員が参加する避難所打合せにおいて、各避難所における具体的なペットの扱い方について、「避難所運営マニュアル」への位置付けを行っており、ペットの受け入れ体制などについて検討を行っております。

また、災害時の避難所での活動を想定し、毎年度市が実施している「ペットの避難訓練としつけ教室」の開催や避難所での具体的なペットの扱い方を記載した「避難所でのペットの

受け入れについて」といったマニュアルも作成しておりますので、参考に御参照くださるようお願いいたします。

52 134号線の活性化の有識者会議（常盤町自治会）

委員の選任は市長と思いますが、9人の委員全員が男性です。他の有識者会議では女性も参加していますが、今回当初からひとりの参加もなく議題が話し合われるのでは、平等参加に反している会議と思います。（差別的な会議なので無効とおもいます。）

単純に考えて、もし選任の委員が全員女性だったらおかしいと感じると思います。

（担当：企画経営課）

国道134号沿線の活性化に関する有識者会議は、茅ヶ崎市総合計画審議会や都市計画審議会をお願いしていた大学教授の他、海岸やその周辺で活動をしているNPOや商工、観光、農業、漁業に関する代表の方、過去に海岸を主体としたまちづくり活動を行っていた市民の方に参加していただいております。その結果として男性のみとなっておりますが、参加いただいている団体には、当然女性も所属されており、所属の方の御意見も十分に踏まえ、会議に参加していただいていると考えております。

53 市役所窓口の休日オープン化（常盤町自治会）

昨年も出ていましたが 行政の土・日の開庁の件

時期的に開庁するというレベルのことでなく、正月の3日間は休んでも良いが、年中無休にして欲しい。（銀行などにも言いたいけれど）公務員とは昔の呼び名で、これからは市民へのサービス業という意識で担当していただきたい。昨年のアンケートで開庁しなくても良いというような意見が多かったとのことですが、若い人や、共稼ぎの方に訊いたのでしょうか？彼らが行きたくても行けない事情を知っているのでしょうか？アンケートしたのは、いつでも市役所に行ける、爺さん、婆さんをターゲットにしたのではないのでしょうか？今年また、質問するのは難しいですかね？

（担当：企画経営課）

本市では、体育施設など一部の施設について、開館時間を延長し、休館日を月1回とするなど、これまでも市民ニーズに応じて、サービスの拡充に努めてまいりました。

市役所の窓口サービスは、限られた財源をより効率的、効果的に活用しながら、市民ニーズに応じた質の高いサービス提供を目指すものと認識しております。

市役所等における手続きにつきましても、ニーズが高い土曜日午前中の開庁を行うほか、住民票の写しや印鑑登録証明書をコンビニエンスストアで交付できるサービスや市税・国民健康保険料について、ペイジーによる納付（金融機関のATMやインターネット・モバイルバンキングによる納付）ができるサービスを開始し、休日や開庁時間以外でのサービス提供に取り組んでおります。

また、生活様式の変化や市民ニーズの多様化、長寿社会の到来等に対応し、身近な地域に

おける窓口サービスの新たな拠点として、辻堂駅前出張所（平成26年5月開設）、ハマミ
ーナ出張所（平成27年4月開設）に続き、平成27年10月に香川駅前出張所を開設いた
します。

今後とも引き続き、各施策の効果を検証しつつ、窓口の利用状況や市民ニーズを踏まえて、
窓口サービスの在り方について検討してまいります。

なお、平成26年度回答において触れました来庁者アンケートの対象者につきましては、
年齢不問となっております。

この度の回答につきましてお問い合わせがある場合は、市民安全部市民相談課（電話04
67-82-1111内線2301）までお問い合わせください。

（事務担当 市民相談課市民相談担当）

受付No. 227